

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年9月5日（金曜日）		
開会	午前9時58分	閉会	午後3時55分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	谷口 明子 中山 明保 金田 靖典 岩永 安子 加藤 茂樹 秋山 智博 寺坂 寛夫		
事務局職員	主査兼議事係長 谷島 孝子 調査係主任 小林 舞実		
出席説明員	【総務部】 総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田ア希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳 【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 次長兼中央人権福祉センター所長 田渕 聰 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘 男女共同参画課長 小清水晃子 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生 【危機管理部】 危機管理部長 山川 泰成 【企画推進部】 企画推進部長 河口 正博 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 増田 和人 政策企画課地方創生推進室長 西田 茂樹 政策企画課地方創生推進室室長補佐 遠藤 幸二 文化交流課長 中村 和範		

	文化交流課課長補佐 デジタル戦略課課長補佐 【市民生活部】 市民生活部長 地域振興課課長補佐 協働推進課参事 市民総合相談課長 次長兼市民課長 市民課課長補佐 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 生活環境課課長補佐 【選挙管理委員会事務局】 事務局長 【出納室】 会計管理者兼出納室長	入江 竜生 上田 芳郎 谷口 恵子 有田 博 山根 優子 前田 武志 北村 貴子 山内 祥光 山根康子郎 池原 洋右 林 公博 田渕 康修 横尾 賢二 出納室室長補佐 山内 倫代	デジタル戦略課長 松田 仁史 小森 豊彦 酒本 晶恵 白間 純一 植田 光一
傍聴者	1人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ）おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程であります。まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、議案審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部、各種委員会の順に進めてまいります。よろしくお願ひいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。本日、総務部・危機管理部から御説明させていただく案件といたしましては、議案が5件、それから、報告が7件ございます。

まず、議案のほうですが、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分ということで、それぞれ担当課のほうから御説明申し上げます。次に、議案第112号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと、議案第113号鳥取市職員

の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてということで、こちらのほうは、育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。次に、議案第114号鳥取市税条例の一部改正についてということで、個人市民税の寄附金控除対象特定非営利活動法人の指定と取消しについてでございます。次に、議案の最後ですが、議案第127号工事請負契約の変更についてということで、青谷町総合支所大規模改修工事請負契約の変更に係るものでございます。

次に、報告といたしまして、報告第16号・17号についてですが、こちらは、令和6年度の決算に基づく健全化判断比率、そして、資金不足比率についての御報告申し上げます。さらに、報告第18号・21号・25号ですが、こちらは、損害賠償の額と和解について御報告申し上げます。その他の報告といたしましては、支払い督促の申立てについてということと、それから、第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定についてということで、それぞれ担当課のほうから御説明申し上げます。

それでは、本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横、資料1、総務企画委員会説明資料、令和7年度9月補正予算に沿って説明をさせていただきます。資料の左に、予算書並びに事業別概要のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。なお、歳入につきましては、歳出の特定財源として説明ができるものについては省略をいたしております。

それでは、3ページを御覧ください。上段でございます。款繰越金、前年度繰越金、補正額が3億2,573万4,000円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算（第2号）、総額11億6,158万4,000円、こちらに必要となる一般財源でございます。なお、前年度繰越金につきましては、今年度の定例会で決算の認定を受けますと、実質収支となります繰越金が確定することとなります。額としましては、20億1,763万4,000円でございまして、このたび補正以降の残額13億余につきましては、今後の補正予算の一般財源として計上していきたいと考えております。歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。続きまして、歳出についてです。資料は4ページからになります。総務費、総務管理費、人事管理費の人事事務費でございます。事業としては人事

関係事務費です。予算書は26ページ、事業別概要書は14ページの上段です。補正額は187万4,000円の増額補正となります。こちらにつきましては、後ほど、議案第113号の条例改正のほうで詳しく説明をさせていただきますが、育児部分休業について、現行1日につき2時間を超えない範囲内で取得ができる制度なんですが、これに加えまして、年10日相当取得できるよう、新たに第2号部分休業というものを新設することによりまして、今の庶務事務システムにおきまして、この第2号部分休業の申請ができるようにシステムを改修する経費でございます。このシステムでは、申請区分を単に追加するというだけではなくて、出勤簿への反映や、電子決裁ルートの設定、それから、休暇残日数の管理というのも必要になりますし、帳票への反映など、影響する部分の修正やテストを実施するものでございます。財源内訳のうち、その他財源は、同じシステムを利用している東部広域からの負担金となります。

続きまして、そのすぐ下の人事給与システム経費です。予算書は26ページ、事業別概要書は14ページ下段です。補正額は30万8,000円の増額補正となります。こちらは、令和7年度税制改正によりまして、所得税の基礎控除や、給与所得控除に関する見直しのほか、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、人事給与システムに、各種控除の見直し・創設に伴う項目の追加や申請書の様式の変更等、システム改修を行う経費です。以上です。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 はぐっていただきまして、5ページ、公債費でございます。款公債費、長期借入金元利償還金、予算書は36ページ、事業別概要は13ページ、金額としましては、2億3,296万2,000円でございます。こちらは、6月定例会の委員会でも御説明いたしましたが、3月専決補正で積み立てました減債基金を原資として繰上償還を行うもので、事業の内容としましては、所管は建設水道委員会となります。令和3年の大雨で被災した、市道金沢瀬田蔵線ほか2路線、こちらの地滑り災害が、被害の対象範囲が確定しまして、国の災害査定を受けた結果、補助対象となりましたので、既に借入れを行っております単独災害のための起債償還、こちらを繰り上げて行うものになります。

その下段、登録債元利償還手数料等、繰上償還加算金799万9,000円、こちらは、元利償還金の繰上償還に当たりまして、契約時に締結いたしました借用書、特約条項に基づきまして、財務省が示す所定の加算金を支払うものでございます。なお、これらの繰上償還の財源につきましては一般財源としておりますが、この一覧表の2ページに記載のとおり、同額の減債基金を取り崩しまして対応をするものでございます。議案第100号の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第112号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、引き続き、議案第112号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長　職員課、入江です。それでは、議案第112号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。付議案は7ページ、資料のほうは、資料2の2ページございます。説明のほうは、資料の2を使ってさせていただきたいと思います。内容としましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

改正の概要としましては、育児に係る両立支援制度を利用しやすくなるよう、勤務環境を整備することについて規定をするものでございます。

まず1点目は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して、育児休業制度の情報提供に併せて、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供を行うことなどを、任命権者に義務づけることを規定するものでございます。仕事と育児との両立支援制度というのは、失礼しました。本市でいいますと、育児短時間勤務であったりとか、育児部分休業、あるいは、早出・遅出の勤務とか、時間外の制限、あとは、子の看護休暇などの子育て支援制度等についてが、それに当たります。本市では、出産等についての申出をした職員に対しまして、所属長の面談を通して、現在も情報提供を行い、こういった制度の利用の意向確認をしておりますが、このたびの改正では、仕事と家庭を両立する上で支障となる、何か事情がないかどうかとかあれば、その改善に向けて、何か希望はないかというようなことを確認することも義務化をされたというものです。

2点目は、3歳に満たない子を養育する職員に対しましても、一定の期間内に、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報の提供を行うことなどを、任命権者に義務づけるものを規定するものでございます。この一定の期間内とありますのは、3歳の誕生日の1か月前までの1年間とされていまして、具体的には、1歳11か月～2歳11か月までの間ということが、国のほうから示されておりまして、こちらにつきましては、規則のほうで規定をすることとしております。これから子供が生まれる職員だけではなくて、こういった未満児を養育する子育て世代にも、仕事と育児との両立支援制度を周知するということが義務づけられたものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日となります。説明につきましては、以上です。

◆吉野恭介委員長　御説明いただきました。

本日は説明のみとなっておりますが、字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長　なしと認め、次に参ります。

議案第113号鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長　議案第113号鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長　職員課の入江です。議案第113号鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明をさせていただ

きます。付議案は11ページ、資料のほうは、資料2の8ページでございます。資料の2を使って説明をさせていただきます。内容としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。具体的には、今回、育児部分休業について、国の制度が見直しされたことによりまして、必要な事項を条例に規定をするものでございます。

それでは、改正の概要としましては、まず、（1）は、第2号部分休業の新設です。こちら、現行の育児部分休業は、1日につき2時間を超えない範囲内で取得ができるというのですが、従来のこれを、第1号部分休業というふうに定義をしまして、これに加えて、1年につき条例で定める時間、10日相当を超えない範囲で取得できる、第2号部分休業を新設し、その承認について規定をするものでございます。10日相当といいますのは、正職員の場合は、1日の勤務時間が7時間45分で、これに10ですね、10日分を乗じた77時間30分というのが条例で定める時間というふうになります。また、会計年度任用職員の場合は、これは、人によって勤務時間が異なることもありますので、1日の勤務時間数に10を乗じて得た時間が、条例で定める時間というふうに、これが10日相当ということになります。これによりまして、第1号部分休業と、第2号部分休業のどちらかを選択できるようになるものでございます。

（2）は、第1号部分休業の取得可能範囲の変更です。これまで、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる、これが第1号部分休業の部分ですが、これは、勤務時間の始め、または終わりにしか利用ができませんでしたが、これを廃止しまして、勤務時間の始め、または終わりにかかわらず取得ができるようになるものでございます。

それから、（3）は、請求パターンの変更事由や、取消し事由の整理についてです。第2号部分休業の新設に伴い、例えば、年度の途中で、1号部分休業から第2号部分休業に変更をする場合などに、変更ができる特別の事情というのを規定するとともに、この元の請求も、この変更請求に伴い、取消しになるっていうことが、これまで変更がなかったということで、これまでなかった取消し事由につきましても規定をするものでございます。なお、特別の事情とは、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、子の療育に著しい支障が生じる場合と規定をするものでございます。

それから、（4）は、その他所要の整理として、法改正に伴って、鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましても、部分休業に関する規定がございますので、こちらも併せて改正をするものでございます。

（5）は、施行期日は、令和7年10月1日となります。

なお、令和7年、令和7年度におきましては、第2号部分休業の取得可能期間が、10月施行ですと、年度末まで半年ということになることから、取得可能時間の上限は、10日ではなくて5日に相当する時間となることを、経過措置のほうで規定を併せてしております。説明につきましては以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は、説明のみということであります。確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第114号鳥取市税条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第114号鳥取市税条例の一部改正について、執行部、説明をお願いいたします。中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島でございます。議案第114号鳥取市税条例の一部改正について御説明いたします。付議案は15ページ、説明資料は、資料2の16ページからでございます。市税条例第27条の7第1項第5号の表に規定しております、特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせにつきまして、鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定期間満了後、1年間更新の申出がございませんでしたので、その指定を取り消し、個人市民税の寄附金控除対象法人から削除する改正を行うものです。

同様に、個人県民税に係る条例指定が失効している鳥取県を通じて、当該法人様には、更新の御意思がないことを確認しているところでございます。

改正条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は説明のみです。確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、次に参ります。

議案第127号工事請負契約の変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 議案第127号工事請負契約の変更について、執行部、説明をお願いします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。続きまして、議案第127号工事請負契約の変更につきまして御説明をさせていただきます。付議案は41ページです。

本工事は、青谷町総合支所について、地域の災害応急対策活動に必要な施設であることから、防災拠点としての機能強化を図るとともに、市民が利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化を図るための改修工事をするものでございまして、令和6年9月25日に議決をいただき、契約をさせていただいた工事を変更させていただくものでございます。

契約の概要は、工事の場所、鳥取市青谷町青谷地内、契約の方法は、一般競争入札によるものでございまして、工期は、6年9月25日～7年11月29日まで。契約の相手方は、鳥取市青谷町総合支所大規模改修（建築工事）やまこう・千代田特定建設工事共同企業体であります。

今回の変更の内容につきましては、当初契約額2億3,430万円、変更後の契約額が2億3,939万6,300円、509万6,300円の増額でございます。

主な理由といたしましては、工事に伴い、外壁の劣化調査を行いました結果、補修が必要な箇所が増えたこと、また、劣化状況に合わせた補修をするため、一部工法を変更したことによるものでございます。

本予算につきましては、本年度当初予算におきまして、増額部分として、見込みで計上させていただいているものがございますので、その中で変更契約をさせていただくものでございます。

なお、工事の進捗状況といたしましては、現在、本庁舎A棟のほうの建物の内装工事は終わりまして、今、外装工事と、玄関、風除室、車椅子使用駐車場等の増築を進めているところでございまして、本契約期間である、令和7年11月末の完了の見込みでございます。以上で説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日は説明のみであります。確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めます。

ここで、議案説明のみで、この後報告のない部署の方は御退席ください。

報告に入ります。先立ちまして申し上げます。報告第16号と17号、報告第18号と25号は、2つを一括して報告しますので、御承知おきください。

報告第16号令和6年度の決算に基づく健全化判断比率について（説明・質疑）

報告第17号令和6年度の決算に基づく資金不足比率について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告に入ります。報告第16号令和6年度の決算に基づく健全化判断比率について、報告第17号令和6年度の決算に基づく資金不足比率について、一括して執行部、説明をお願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。それでは、報告第16号並びに17号について御説明いたします。付議案は43ページと45ページでございますが、説明に当たりましては、9月1日にお配りいたしました決算資料の中に入れております、こちらの資料3、A4縦でございますけども、こちらに沿って説明をさせていただきます。

まずは、表紙1ページを御覧ください。制度の概要を記載しておりますが、こちらは、平成19年6月に成立・公布されました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年度、監査委員の審査に付した上で議会へ報告をし、御承認いただければ、住民へ公表することが義務づけられているものでございます。

中ほどに記載の5つの指標のうち、①～④が報告第16号となる健全化判断比率、⑤が報告第17号となります資金不足比率でございます。結論から申し上げますと、下段に記載のとおり、令和6年度決算におきまして、本市の指標は全て、国が示す判断基準以下となりました。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらが、鳥取市の会計区分と指標の対象範囲でございます。まず、実質赤字比率は、一般会計等と記載しておりますが、これは、全国の自治体が統一した会計範囲で判断するものでして、鳥取市の場合は、一般会計と5つの特別会計が該当します。次に、連結実質赤字比率は、一般会計等の6会計に加えまして、公営事業会計3会計、公営企業会計8会計を連結して判断するものです。次に、実質公債費比率は、これまで説明いたしました17会計に加えまして、東部広域など、一部事務組合へ繰り出す公債相当額も含

めて判断するものでございます。そして、将来負担比率は、全会計と一部事務組合に加えまして、土地開発公社など、外郭団体の負債のうち、鳥取市が負担するものを含めて判断するものでございます。最後に、資金不足比率につきましては、公営企業会計について判断するものでございます。

それでは、具体的な数字について説明してまいりますので、3ページを御覧ください。まず、実質赤字比率ですが、これは、財政規模に対する赤字の割合を示すもので、それぞれ実質赤字額がマイナス表記としておりますが、つまり黒字となっているということです。①、実質赤字比率は、一般会計等について、20億2,702万9,000円の黒字、連結実質赤字比率は、全会計で、合計、下段のほうになりますけども、108億7,577万8,000円の黒字ということで、両方とも黒字となりました。

次に、4ページを御覧ください。こちらは、実質公債費比率ということで、財政規模に対する公債費、つまり、元利償還金がどのくらいの割合があるのかということを示す指標となっております。この指標は、3か年平均で算定するもので、指標の結果としましては、対前年度0.2ポイント増の9%となりました。

算定方法を囲みの中に記載しておりますが、概略について説明をいたします。まず、分子につきまして、繰上償還とか、特定財源を除きました地方債の元利償還金は、新たな可燃物処理施設の償還、元金償還が始まったということで、0.8億の増加となりました。次に、準元利償還金、下のほうに①～⑤まで書いておりますけども、①は、鳥取市は該当はありません。②につきましては、特別会計等ですが、病院事業などへの償還が進みまして減額となりました。③番目については組合等ということで、東部広域が該当しますけども、特殊車両を取得されたということで、こちらは若干の増となっております。④番目は債務負担行為ということで、大きなものは、市民体育館のPFIですが、こちらは、計画的に償還を進めてますので、ほぼ横ばいとなりました。⑤番目の一時借入金の利子ですけども、こちらは利率が上昇している関係で増加となっております。結果としまして、準元利償還金は、全体として1.4億円の減となりました。一方で、分子の引き算のほうになりますけども、基準財政需要額算入額、いわゆる交付税措置額は、起債の償還が進んだことで、こちらも1.4億の減額となりまして、結果、分子は、対前年度0.8億の増となる、39億4,638万4,000円となりました。

次に、分母についてですけども、こちらは、財政規模を示す数字でございまして、普通交付税の増額などで、標準財政規模が10.9億円増加しまして、また、基準財政収入額が減少して、それは、引き算の引き算で足し算になりますので、分母としましては、結果、12.3億の増となる、440億1,662万2,000円となりました。

結果、実質的な公債費となる分子よりも、分母となる財政規模が大幅に増加したため、真ん中の表で書いていますけども、単年度としましては、前年が9.0から8.9と減額となりましたが、この表、欄外となってしまってますが、令和3年度が8.4ぐらいということで、かなり低かったので、それが抜けたということで、単年度としては下がったんですが、3か年平均としては、9.0という結果となったものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。こちらは、将来負担比率ということで、財政規模に対す

る、将来負担すべき負債の割合が幾らなのかというものを示す指標となります。結果としましては、対前年度4.4ポイント増の69.4%となりました。算定方法は、同じく囲みの中に記載しておりますけども、まず、分子となる将来負担ですが、将来負担額は、下に①～⑩と記載しているものの合計でございまして、まず、①番の一般会計等の地方債残高、こちらは、計画的に償還が進められているということで、33.1億の減額となっております。②番目は、債務負担、先ほど申しました市民体育館、該当しますが、計画的に支払いを進めてるということで、こちらも減額となりました。③番についても、特別会計等への繰り出し額ってことで、減額とはなっておりますけども、減額幅が若干下がっております、要因としましては、公設市場の整備が始まったということで、それが将来負担に加算をされております。④番目は、先ほども申しました、東部広域が車両購入をされたということで増額で、⑤番目の退職手当につきましては、職員数の増加などで増となっております。⑥番については、土地開発公社に関する負担、そして、⑧番については、産業振興機構に関する負担額、そして、⑦番、⑨番、⑩番は、鳥取市に該当はございませんでして、全体として、将来負担額の総額は、36.9億の減額となりました。

ところが、充当可能財源などや、交付税措置額を引いたところが、実質的な将来的負担となるんですが、これから引き算されます、その括弧の中の数字、こちらの合計が64.2億円と、交付税措置、将来されるべき額が、臨財債の減などで大幅に減りましたので、分子としては、対前年度27.3億の増となります、305億5,720万4,000円となったものです。

分母につきましては、先ほども申しましたとおり、12.3億の増となりましたが、分母の増よりも、分子の増が大幅に増えたことから、結果として、対前年度4.4ポイント増の69.4%となったものでございます。

続いて、6ページに進んでいただきまして、こちらは、資金不足比率ということで、公営企業会計、8会計の資金が不足してるかしてないかっていうことを判断する指標でございまして、結果としては、全てマイナス表示、つまりは、資金不足は発生をしていないということとなっております。

その後のページ、7ページと8ページは、過去の推移を記載しておりますし、9ページと10ページは、用語説明をつけておりますので、また御覧いただけたらと思います。説明については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 7ページの③、実質公債費比率についてです。以前、コロナ禍が始まってから、大変厳しい状況の中、公債費比率を悪化させてでも、積極的な財政を行うべきだということで、多分、同席されておられましたけれども、その当時の課長さんに要望をさせていただいたんですが、決算ごとに見ると、悪化させるどころか改善していって、残念だなと見ていました。ところが、この5年、6年、令和5年、6年見ると、0.1ポイント、0.2ポイントプラスで、何でだろうなと思ったら、先ほどの分母が増えたんだということで、この増加、悪化を、コロナが終わってから悪化をしたっていうのが疑問だったんですけども、分子で評価するとかですね、どのように評価をしたらいいのか、積極的財政を行うべきときにせず、終わってからすると見

られるがちなんですかけれども、そうじゃないよという御意見があったらですね、どのように評価をするのか、分子で評価できるのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 御意見ありがとうございます。まず、この指標につきましては、過去、夕張市等で財政破綻などの状態になったということで、財政規模に対する借入金の額、借金の返済額であるとか、規模に対する将来の負担額、こちらを適正なものにしようということで制度が始まったものであります。議員のおっしゃるとおり、バランスが大事だと思います。分子のみというよりは、先ほども申しましたが、標準財政規模っていうのは、いわゆる一般財源の総額がこれぐらいであるということですので、その一般財源の額に対して、公債費はこれぐらいの水準でいこうということで、必ずしも下がっていけばいいというものではありませんで、このバランスを取っていく、必要な投資をしつつ、健全な財政をしていくっていうことを、先ほども申し上げたように、監査にも付しますし、こういった議会の場で御意見をいただきながら、どういった財政運営がいいのかっていうことを、皆で考えていくということが必要なのかなと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 必要なときに財政指導せずに、終わってから財政指導したというような見られ方は違うと、分子で評価ができるかっていうことを、もうちょっと聞きたかったんですけれども、一言加えるとしたら、この制度自体の歴史、先ほど夕張がありましたけれども、政府と一緒に進めていきた事業を、政府が撤退して、はしごを外したという歴史があって、もっと深掘ればあるんですけども、そういった経緯を踏まえながら、必要なときには、しっかり出すということを念頭に置いて、ただ改善して交付税が減るというような、いわゆる脅しのようなことは気にせずに、しっかりと自立性を保って運営していっていただきたいと思います。これ、要望にしつきます。

◆吉野恭介委員長 そのほか、委員の皆様からありますか。よろしいですか。

報告第18号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

報告第25号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、引き続きまして、報告第18号専決処分事項の報告について、報告第25号専決処分事項の報告について、一括して、執行部、説明をお願いいたします。雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。そうしますと、報告18号並びに25号につきまして、併せて説明させていただきます。資料2の19ページを御覧ください。

これにつきましては、令和7年6月27日、新築家屋の評価先から帰庁するため、公用車を、相手方駐車場から右折出庫させる際に発生した事故により、お二方に対しまして、別々の損害が発生しました。このたび、そのお二方それぞれと、損害の賠償及び和解に至りましたために、報告するものでございます。

詳細は、資料2の19ページで御説明させていただきます。公用車タイヤ痕、ブロック塀等の現場の状況は、記載の図面の左上のようになっております。運転者は、前面道路が一方通行で

あったため、図に示すように、右折をしようとしたものでございます。その際に、車とブロック塀が接触し、ブロック塀を破損するとともに、急ブレーキをかけたために、相手方駐車場にタイヤ痕が付着したものでございます。その状況につきましては、資料の写真の、右上の写真のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、まず、報告第18号で報告しております、駐車場の舗装面にタイヤ痕が残った案件でございますが、相手方①としております。この方に対しましては、令和7年7月5日に除去作業が行われ、10万3,455円を支払うことで、7月28日に専決処分をしております。

また、相手方②としております、報告第25号につきましては、ブロック塀に接触したため、ブロック塀が損壊したものでございますが、これにつきましては、8月2日に工事着手し、その日に工事完了しております、7万7,000円を支払うことで、8月12日に専決処分をしております。報告につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 この写真を見る以上、このブロック塀が破損したとか、そういうことは一切見られん。ただ、タイヤ痕が残つとるということは、黒くね、見えるんで分かるんだけど、現場を見てないんで分からんのだけど、この7万7,000円という金額が妥当なものなのか、その点お聞かせください。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長でございます。まず、ブロック塀の破損箇所につきましては、ちょっと写真等、小さくて見にくいと思いますが、上の赤丸、黒い部分でございまして、箇所については、以上、そのとおりになっております。

また、金額の適正、妥当かどうかということにつきましては、この工事に当たりましては、ブロックの撤去、既存ブロックの運搬・処分、あるいは、その中に、補修の鉄筋等を新たに入れるというような作業等ございまして、ブロック撤去が2万、既存ブロックの運搬・処分5,000円、補修鉄筋3万円、その他諸経費で1万5,000円というような金額で、このたびは、鳥取市が加入しております市有物件共済会の保険のほうからの支出になりますが、保険会社から、そのような報告を受けて対応しておりますので、妥当な金額であったのであろうということで考えております。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 妥当な金額であろうということで、保険で処理をということですけども、普通、業者が見積りをされて賠償しておられるということなんで、妥当だという、いえば、そうなのかなという、この写真見る限りでは、その鉄筋とかが中に入つたということだし、ブロック1つ替えるぐらいに思つたりするところもあるんで、それが素人の考え方なんだけど、実際には、それが妥当であったということであれば、致し方ないかなという感じがするところです。

◆吉野恭介委員長 そのほか、委員の皆様ありますか。よろしいですか。

報告第21号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、報告第21号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いします。金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。それでは、報告第21号専決処分事項の報告として、吉岡温泉町地内で発生した倒木の家屋損害事件、事故につきまして、御報告をさせていただきます。資料2の20ページを御覧ください。

こちらは、令和7年7月7日、鳥取市吉岡温泉町地内で発生しました、倒木の事故でございます。市有地の樹木が倒木し、相手方家屋の瓦、窓ガラスを損傷させたものであり、賠償額は32万2,300円でございます。

市の対応ですが、連絡を受けまして、現地確認をしましたところ、連絡をいただきました民家裏ののり面にある、本市有地の木が倒れまして、枝の部分が民家に当たり、接触部分を圧迫している状況が確認できました。そのため、急ぎ、被害拡大防止のため、業者に依頼し、民家に当たっている部分の枝の伐採をするとともに、木の枝部分をワイヤーで固定し、倒木転落による二次被害の防止の措置を行ったところです。また、同日、現地にて、損傷箇所を民家の方と確認をし、瓦屋根の部分及び2階窓であることを確認させていただきました。その日のうちに、損傷箇所による被害の拡大がないように、民家部分の応急処置をさせていただいたところです。

この民家の損傷箇所の修繕につきましては、民家の方と相談をし、業者に修繕依頼をし、損傷箇所の補修をさせていただき、7月31日に修繕作業を終了したところです。その後、施工内容を一緒に確認をさせていただき、本件の損害賠償額として、屋根の瓦、2階窓及び周辺外壁の修繕にかかった経費32万2,300円を、全額市で負担するものとして、8月5日、専決処分により和解をしたところでございます。

なお、倒木の幹の部分の撤去作業は、既に完了しております、また、同市有地内のほかの樹木につきましても点検をし、倒木の危険がないことを確認させていただいているところでございます。報告は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。よろしいですか。次に行きます。

支払督促の申立てについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告事項、支払い督促の申立てについて、執行部、説明をお願いします。池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原です。それでは、資料2の21ページ、報告案件、支払い督促の申立てについて御説明いたします。

このたびの案件ですけども、債権額が100万円を超える支払い督促ということにより、事前に委員会にて報告をさせていただくというものであります。支払い督促ですけれども、強制執行を行うために必要な債務名義を取得するための手続の1つであります、裁判所により、法的に債務を認めもらうという手続になります。

今回の申立てを予定しているのは、高齢者住宅整備資金貸付金1件でございます。この貸付金は、長寿社会課が所管なんですけども、徴収困難案件として、収納推進課に移管となつてあるため、このたび総務企画委員会において報告をさせていただくものになります。

本件は、高齢者住宅整備資金貸付金で、貸付金額は250万円、利息を合わせますと、276万2,467円となります。返済期間は、平成9年の12月～平成19年6月までの10年間でした。

経過につきましては、借受人である主債務者による少額の返済というのが今続いておるんですけども、まだまだ完済までに年月を要するということで、連帯保証人に対しても請求をしてきたんですけども、なかなか支払いが望めないということもありますし、連帯保証人1名に対して、支払い督促の申立てをこのたび行うというような案件になります。

なお、今回申立てを行わない、もう一人連帯保証人がいるんですけども、その方は、もう既に破産ということで免責になっておりますので、このたびは、支払い督促を行わないということになっております。

引き続きまして、主債務者、連帯保証人に対して交渉を行っていくんですけども、なかなかお支払いいただけないという場合は、強制執行などの法的措置というのも、引き続き検討して対応していきたいなというふうに考えております。

なお、相手方の連帯保証人から異議申立てがあれば、民事訴訟へと移行するということになります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしということで、次に参ります。

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について、執行部、説明をお願いします。小清水課長。

○小清水晃子男女共同参画課長 男女共同参画課、小清水です。資料2の22ページ、23ページをお開きください。第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について御説明をさせていただきます。

本市では、平成11年に、鳥取市男女共同参画いきいきプランを策定しまして、以後、男女共同参画かがやきプランへの名称変更を経て、現在、第4次プランの計画期間となっております。この4次プランが今年度までとなっておりまして、次期計画を策定するものでございます。

策定に向けた方針としましては、男女共同参画都市・とっとりの実現を目指し、本市の取組を進めていくため、第4次プランで掲げた目標や施策展開を適宜見直し、次期計画を策定することとしています。

2番目に、計画期間ですが、令和8年度～12年度までの5年間です。

3つ目の計画の位置づけですが、男女共同参画社会基本法、及び、鳥取市男女共同参画推進条例に基づきまして、国や県の計画を勘案して策定をいたします。また、女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、及び、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画として位置づけたいと考えています。策定に当たりましては、第12次鳥取市総合計画、及び、第3期鳥取市創生総合戦略や、他の計画との整合性も図ってまいります。

続きまして、4番目の組織体制です。諮問機関は、鳥取市男女共同参画審議会です。推進体制、庁内の推進体制としましては、副市長を会長、各部局長を委員とします鳥取市男女共同参画行政推進会議や、その関係課長を幹事とします幹事会を開催し、策定を進めてまいりたいと考えています。

5番目の、これまでの経過と策定スケジュールの予定を御覧ください。ここでは、主に審議会の予定を説明させていただきます。令和7年5月に、今年度の第1回目の審議会を開催しまして、令和6年度の取組状況や、今年度の取組内容、市民意識調査の結果や、かがやきプラン策定のスケジュールを議題とさせていただいております。8月に、第2回の審議会を開催しまして、第5次プランの諮問を行ったところです。11月に、第3回の審議会で、素案の審議をいただく予定としておりまして、12月に、パブリックコメントを実施したいと考えております。1月に、第4回の審議会を開催し、最終案を審議の上、答申の予定です。また、市議会への御報告としましては、今回の委員会のほか、12月の総務企画委員会で、報告のお時間を頂きたいと考えております。

次のページをお開きください。現時点での第5次プランの基本理念と施策体系について御説明をいたします。基本理念は、誰もが性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性や能力を十分に発揮できる、男女共同参画都市・とっとりを目指します。前回からの変更点としましては、自らの意思に基づきという部分でございます。第4次は、また、自立した個人としてということで、自立したという表現となっていましたが、国の計画の骨子案ですとか、市の条例の表現を参照し、変更をしたものでございます。

次に、施策体系です。施策体系は、4つのテーマと10の目標を定めて、重点的に取り組む項目を、それぞれ、重点的に取り組む項目についても設定をいたします。まず、1つ目のテーマです。男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり、これを1つ目のテーマとしております。目標は、1つ目が、男女共同参画への理解推進、理解促進、2つ目の目標が、子供の頃からのジェンダー平等の推進。2つ目のテーマとしましては、性別にかかわりなく誰もが活躍できる環境づくり、目標3としまして、働く場における女性の活躍推進、目標4としまして、地域・社会活動における男女共同参画の推進。3つ目のテーマとしましては、男女間等における、あらゆる暴力の根絶としております。目標は、男女間等の暴力の発生を防ぐ環境整備、6つ目が、被害者に対する支援の推進としております。それから、4つ目のテーマですが、安全・安心に暮らせる社会づくりとしまして、目標7が、乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援、目標8が、誰もが安心して暮らせるまちづくり、目標9が、困難な問題を抱える女性への支援、目標10が、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進としております。

なお、今年度は、国及び鳥取県の男女共同参画計画の策定年でございまして、今後示される内容によって、こちらの市の計画も変更をすることがございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 意見及び要望ということでお願いをしたいと思います。第4次計画から第5次へというところで、ジェンダー平等という言葉が結構入っているなという印象を受けました。それはそれで、私は賛成の立場なんですが、いい方向だというふうに思っています。ただし、意識調査を見ますと、若い人たちの中でも、男女にかなり差がある項目があつたり、その辺がやっぱりジェンダー平等というとこだと思うんですが、そういうことを含めて、重点項目をいろいろ定めておられますけれど、漫然と今までのものを重点項目とするのではなくって、そういう意識調査に基づいて、ジェンダー平等という観点で何が必要なのかということを、より分かりやすくちょっと表記をするというか、審議をしていただけるとありがたいなということを要望しておきたいというふうに思います。

もう一点は、求めるものというところでいうと、男女共同参画都市・とつとりということなんですけれど、例えば、鳥取市においても、若い人たちが都会に出て帰ってくるというね、こういうことが少ないとという結果も出ています。豊岡市なんか見ますと、若者たちが、いずれ、その豊岡に帰ってこられるようなということで、ジェンダー格差を解消する戦略というのも、立てておられるようです。そういう意味でいうと、そういうことも、やはりこの中に盛り込んでいくということが必要ではないかなということを思いますので、その辺を、もう少し、こう考えていただけるといいなと思いますので、要望しておきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 要望でよろしいですか。小清水課長、答えられますか。小清水課長。

○小清水晃子男女共同参画課長 男女共同参画課、小清水です。女性活躍の推進ですか、若者・女性に選ばれる地域というのは大変重要であると考えています。一方で、地方においては、固定的な役割分担意識が根強く残っていて、それが女性の閉塞感を生んでいる要因の1つではないかと言われている現状がございます。こちらにつきましても、仕事と家庭の調和を推進、ワーク・ライフ・バランスの推進ですか、男性も女性も、全ての人が活躍できる環境をしっかりと整えていくことなど、必要な施策につないでいきたいと考えておりますし、男女共同参画意識の醸成ですか、ジェンダー平等の推進には、一人一人の意識の改革が大変重要だと考えておりまして、こちらの啓発活動にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。御意見ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 基本理念のところなんですけれども、このたび、自らの意思に基づきっていうところが、変わったところですっていうことがありました。それで、自らの意思に基づきっていうのは、やっぱり自己決定っていう、そういうことかなと思うんですよね、自分で選択するとか、そういうことだと思うんですけど、そういうことが自己責任にならないように、やっぱり自己責任ではないと思いますので、自らの意思に基づきっていうのは。だから、その辺はしっかりと踏まえたような中身にしていただきたいなっていうのと、あと、目標9のところで、困難な問題を抱える女性への支援っていうことで、国のほうの法に基づく、その計画も含める

っていうことなんですが、これについては、国の有識者会議の中で、結局、女性に対するいろいろ支援っていうのが、本当に地方自治体によって、すごくばらつきがあるということで、それで、基礎自治体に、やっぱりその支援の基盤を整えることが、すごく重要だっていうことが、有識者会議で言われてまして、どういうことが、この市町村レベルでね、本当にできるのか、やっていかなきやならないのかっていうことを、しっかりと議論していただいて、形として見えてくるのが、12月議会の委員会の報告なのかなと思ってますので、またそのときには、意見を述べさせていただきたいと思いますけど、ちょっとやっぱり国のはうでも問題提起されてるようなことも深めていただくような議論をお願いしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 小清水課長。

○小清水晃子男女共同参画課長 男女共同参画課、小清水です。こちらの部分につきましては、特に現在、こども家庭センターのほうで女性相談対応を行っておられまして、これまでも、実は、売春防止法に基づく女性の支援ということで、取組自体はされてはおられます。ただ、コロナ禍があって、女性が職を失うですか、自殺の問題が顕在化しまして、こちらに、こういった問題が発生して、新たに女性の福祉に関する法律を定める必要があるのではないかということで、このたびの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が定められたものでございます。これについては、男女共同参画プランに位置づけることによって、これまででももちろん行っていることもですけれども、改めて、いろんな業務等を整理をして、しっかりと位置づけて着実に進めていきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、委員の皆様ありますか。よろしいですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 子供の教育に関して、性転換への教育とかですね、これは入ってるんでしょうか。入ってないことを確認したくてですね、ジェンダー、危惧していたのが、LGBTの法案の多数決を無視した強行推進があったことを受けて、欧米のほうでも、早過ぎるその教育は取り返しがつかないっていうことで危惧されていて、ここの子供の頃からのジェンダー、そうか、読み違いか。一応、こういうようなことは入っているのかどうなのかを確認させてください。

◆吉野恭介委員長 小清水課長。

○小清水晃子男女共同参画課長 男女共同参画課、小清水です。現在、各課のほうと、施策については、今後詰めていくところではありますが、子供の頃からのジェンダー平等に関しましては、教育委員会のほうと調整をしていく必要がありますが、現在、Smileプロジェクトということで、ジェンダーに特化しているものではなくて、まずは一人一人を大切にする教育ということを進められています。そういった中で、自分自身を大切にしていく、個性を大切にしていくっていうことを、保護者ですか、児童・生徒への啓発を進められているところでございます。分かる範囲ではこちらでございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 性転換の教育は入ってないっていうことが確認できました。ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私は、雲坂委員とは、また逆の問題なんですか、LGBTQに関しての理

解促進法というものができます。これ、私は十分だとは思っていないんですけど、でも、その法律があるということをいうと、しっかりとそこも踏まえていかなければならないし、もう一つは、性に関する問題、また、自分の体というのは人権だという観点で、しっかりと性教育をしていくこと、こういうことも、今打ち出されておりますので、その辺は、いいとか悪いとかということではなくって、どういう在り方が、子供たちに、どういうものをしっかりと伝えしていくのかという観点で議論をしてほしいと思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 要望ということをよろしいですか。そのほか、御意見、質疑。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 性転換の教育が入っていないことを確認して、安心しました。いろいろ、先進事例ですね、欧米でもありますので、そういう議論、強行に多数決を無視した推進をしたということもありますので、こういう情報の発信の元ですね、源流がどこなのか、いろいろ調べていったら、危惧するところがたくさん出でますので、早いうちからの、その性転換への教育というのは、大変危惧があるということが示唆されていますので、どうぞ御注意ください。これ、要望です。

◆吉野恭介委員長 要望ということで。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めて、報告を以上で終了したいと思います。

続いて、請願審査に入りますので、請願審査に関連のない部署の方は、ここで御退席をください。

令和7年請願第6号消費税減税を求める意見書の提出を求める請願（質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、請願審査に入ります。令和7年請願第6号消費税減税を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この消費税減税についてですけれども、月曜日に、この請願が出て、今日は審査ということですけれども、これは、参議院の選挙、衆議院もそうですけれども、各党から、それぞれ消費税減税についてのいろんな考え方があるわけですけれども、私は、できれば後半の審査というふうにしていただきたいんですけど、といいますのが、この請願の文書を見る限りは、消費税減税を求める意見書を国に上げてくださいと、参考までの、次のページ見ますと、物価高、消費税の減を求める、なおということで、消費税減税を行う際には、代替財源を確保、国民・地方自治体に負担を強いることがないよう強く求めるということで、非常に、これ、無責任な話ですね、年間に約23.8兆、24兆円ぐらいの、国への、消費税のが入ってくるわけですけれども、鳥取市にも何とか入ってくる、何とかっていうよりも、かなりの金額が入ってくる、もう消費税を減税した場合に、これ、知事会でも、あるいは市長会でも、この件については大変危機感を持っておられるということも事実であります。代替財源を、何をもって、その23兆円、24兆円のものをする、賄うかということは、どこの政党も、具体な、それこそ、あれは言ってないんですね、あとは国任せ、うん。だから、ある面は、いわゆるポピュリズムに走ってるような、要するに、感じがしてならないんです。できれば、この審査については、

後半の委員会での審査でお願いできたらというふうに思います。それぞれが、やっぱりもう少し、我々が、もし出すにしても、ただ単に、それは、消費税、あるよりないほうがいいのは分かったこととしてね、誰もがそういうふうに思うわけだ。ただ、それができない、それをする場合には、じゃあどうすればいいかということまで、やはりある程度、私たちも考えていかなきやならない、あとは任せということは非常に無責任な話なんで。ですから、この意見書を上げるにしても、鳥取市議会としての責任といいますか、そういったものを持った形でないと、意見書を上げなければならないというふうに思いますんで、これは後半の審査ということで、これは動議という形になるかもしらんですけれども、私の方からは、そういうふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほかの方で、質疑、御意見はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も後半で構いません。それから、後半でいいんですけど、意見書案は、あくまで、その請願者が出してきてるので、この請願の結果によって、その意見書をどうするのかは、また委員会で相談すればいいので、あまりそこは深く考えなくてもいいのかなというのが私の意見。

それと、あと、代替財源のことを言われたけど、すみませんけど、共産党はずっと言ってますからね、大企業、富裕層からね、そこから税金取れと、だから、当面5%減税なんだと。全部の財源は確保できないということがありますので、だから何か十把一からげに、しないでいただきたいなというのが、上杉委員のお話を聞いてて思いましたので、ちょっとそれは言わせていただきます。私も後半で賛成いたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、御意見。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 委員長の進め方というかですね、先ほど上杉委員から動議という言葉があつて、動議が出たら、直ちに諮らないといけないっていうルールじゃなかつたですかね、どうでしたっけ、確認です。

◆吉野恭介委員長 事務局さん、どうでした。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 直ちにというわけではないです。後で、皆さんのお話を聞いていただいた後に、諮っていただければ。

◆吉野恭介委員長 そのようにしようと思ったんですが。今、雲坂委員からあつたので、確認させていただきました。ありますか、御意見。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 いや、確認のことで、直ちにというのはなかつたと。自分が委員長をしてたときに、前期、前の期ですけど、動議を諮らなかつたことで、委員長勉強会まで開かれたので、残っていたので、動議が出たら諮らないといけないというのがあつたので、言ったままで。ごめんなさい。

意見をついでに発言させていただきますと、私は、この請願に賛成です。消費税をめぐる問題は、先ほど伊藤委員からもありましたとおり、共産党であつたり、参政党であつたり、声が大きくなつて、なおかつ参政党は、共同通信だったか、国民の、野党1党になるぐらいのその支持率になつたという調査も出ていて、この国民の声というものは、消費税減税、消費税をゼロにするという声を、私の周りではよく聞くように、そういう情報によく触れます。研究をして

みると、トランプ氏の発言であったり、要は輸出関税、輸出に対する補助に見られるし、国民の生活を考えると、この消費税っていうのは、消費に対する罰則だから、そもそも、この消費税っていうのは、デフレ期であったり、不況時には上げるべきではないし、下げるべきだというのが、経済学的にも正しいセオリーなのに、一部の国会議員ですね、とか、経団連とか、そういった言葉をよく聞いて、仕組みが分かってきたなと、勉強になったなと思います。ただ、これは、これまでの昔の考え方では正しいように思えたことも、研究が進んでいくと、そうではないということが明らかになってきてるので、消費税に対する認識を正しく行うことが必要だと思います。

この参考資料でいくと、2段落目の物価高騰を抑え、中小企業の負担を軽減するため、ここがちょっと引っかかったんですけど、それ以外はいいと思っています。物価高騰というところが、この消費の減税に直接言えるかは、なので、ここの文言、別にないほうがいいけれども、あってもいいかなというぐらいの引っかかりで、先ほどあった、国民・自治体への負担を強いることないよう強く求める、これも、先ほど上杉委員さんがおっしゃったように、各首長が意見を言っていることあります。

まとめますと、この意見書案、おおむね賛同で、この請願に賛成をいたします。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 後半の委員会で、最終的に判断をしていけばいいというふうに思うところであります。ただ、この消費税をめぐっては、やはりそれぞれの党が、5%減税するとか、1年廃止するとか、全て廃止をするとかっていうようなことがあります。ただ、この消費税の活用っていうのが、日本の社会保障制度、もともと、この消費税を何のために活用していくかということが、やはり医療、年金、介護、この制度を充実させて、持続可能なものにしていくこと、この消費税っていうのが始められたと、私は理解しております。そういった中にですね、時代が流れるによって、少子化がどんどん進み、医療、年金、介護にプラスされて、子供、子育て、これも含めた全世代型の社会保障制度ということでありますし、それから、2040年が、我が国の高齢化のピークを迎えると言われておる、これから、どんどん どんどん高齢者が増加をする中、支える側の人間は、どんどん減少しておる。じゃあ、こういった状況の中で、社会保障制度に対する安定財源を、どこからどう送り出していくのか、こういったことが、私は一番重要なポイントになると思うんです。

それと、やはり、消費税を廃止したり、減税ということになれば、そのたびごとに、法改正が当然必要なわけです。それで、今一番、この物価高で悩んでいる国民、こういった支えをどうしていくかというところが、その現金給付であったり、いろいろな消費税の減税であったり、今、国会の中でも議論が続けておられるところですが、各党によって、現段階でも、ばらばらもいいとこでありますけれども、ただ、やはり財源の乏しい地方自治体としては、国からの、そういうことを廃止することによって、交付金が、どんどん どんどん減らされるということを、一番危惧するところであります。ガソリン税でも、しかるべき、そうです。地方では、やはり自家用車主体の生活になっておって、少しでもガソリンが安くならんかなという思いは、みんなそういった思いというはあるわけですが、そのガソリン税が廃止されることによって、

地方に対する交付税が減額されるということ、そうなると、じゃあ道路をどういうふうに維持していくのか、様々なことが、それぞれの地方自治体に投げかけられてくるということを、非常に危惧しとるわけでありますと、私は、やはり安定財源ということからの上からも、消費税というのは、重要な財源であるというふうに思っておりまして、廃止ということにはすべきじゃないというのが、私の意見であります。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 上杉議員が、動議かもしれないけどって言われたけれど、私は動議ではなく、後半でやろうということ自身は、意見の中で、今までもあったことだというふうに思いましたので、雲坂さんがその言葉に、こう左右されたのかなと、そんな感じがちょっとと思いました。もともとの、こう今までの経験もありということで発言されたと思うんですけど、意見だったというふうに私は受け止めました。まず1つ。後半の議論ということでも、私もそれでいいというふうに思っています。

私自身は、この消費税、今、星見議員も言われましたけれども、様々な観点はあります。しかし、消費税は、低所得者により厳しい、こういう面もございます。ですから、このたびの選挙含めて見ますと、やはり多くの国民は、この消費税を、減税なり廃止なりということの方向に向かってのではないかと、そんなふうに受け止めています。あわせて、その提起自身は、やはり今の既存の法律、制度でいいのかという、税体系含めてですね、そういうことの投げかけではないかというふうに思っておりますので、そういう意味で言うと、私はこの請願というのは、国に対して考える機会になるのではないかと思って、私は賛成したいなと、そんなふうな意向を持っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。

せっかく、今日、執行部の方に来ていただいております。後半の委員会に持ち越すかどうかは、この後ちょっと諧らせてもらいますけど、参考となるような情報が提供できるのであれば、執行部のほうから御提供いただけないでしょうか。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。上杉委員のほうから、市にも、かなりのお金が入っているというような御意見がありましたので、事実ということで、数字について、私から述べさせていただきますと、消費税交付金自体は、県税から経由して鳥取市に入っています。近年の状況で見ますと、伸びてきてまして、令和4年度は47億1,800万余で、令和5年度は47億で、そのままスライドしましたが、令和6年度ぐらいから、恐らく、物価高騰の関係もありまして、令和6年度は49.9億で、令和7年度は、予算としては51.7億円、鳥取市の令和7年度の当初予算の一般財源が大体580億ぐらいですので、1割弱ぐらいは、この交付金で賄われているということになります。

あとは、国の全体のほうで見ますと、まず、消費税自体は、全体としては、大体31兆円ぐらいということで、上杉議員から25兆円というお話がありましたが、これは10%の消費税自体が、国税として7.8%、地方消費税として2.2%、地方消費税の2.2%のうちの一般財源化分と言われているものが1%で、社会保障財源化分と言われてますのが1.2%の内訳となっております。ですので、結果として、国に対しては25兆円程度の消費税、そして、地方に対しては、

大体6.5兆円程度の消費税が、7年度ベースでいくと税として入ってくると。

そのうち、地方にもう一つ影響がありますのは、地方交付税の一部原資となっておりまして、消費税のうちの19.5%は、地方交付税の原資にされると。地方交付税、各県や地方自治体が税収だけで貰えない財政運営をしている場合に、地方交付税が補填されるような仕組みになっておりますが、消費税のうちの4.8兆円ぐらいが、いわゆる、先ほどありました、25兆円のうちの19.5%程度、4.8兆円程度が交付税の原資になっているということで、交付税自体が18兆円余ぐらいですので、大体4分の1ぐらいは交付税の原資になっているのかなということが、実態としてございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 鳥取市に入る消費税の中で、いわゆる社会保障費に使われる分と、一般財源と、その辺りの比率、ちょっと教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 宮崎でございます。今回ちょうど決算議会ですので、決算の関係でいきますと、もし、お手元に、資料の2の決算の概況、こちらをお持ちであれば御覧いただけたらと思いますが、めくっていただきまして、4ページの（8）番、地方消費税交付金というところでございまして、私は、先ほど、総額で49億9,000万程度と申し上げましたが、内訳でいきますと、そのうちの社会保障財源化分が26億8,297万7,000円、一般財源化分が23億555万7,000円ということとなっております。

なお、その下に、社会保障に関する支出も参考として入れております、全体として、351億円の社会保障費のうちの一般財源は150億ということで、そのうちの、先ほど申しました26億余が、この一般財源の中に含まれてくるということで、決算の処理を行っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。

皆様のほうから、後半の委員会でという御提案がありました。動議ということだったかも分かりませんが、意見が、ある程度いただいた上での、私が諮りたいなと思いましたので、御理解をいただければと思います。また、仕組みのほうは、事務局に確認を後でさせていただきます。

じゃあ、後半の委員会で、この請願については、再度諮らせてもらうということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 全会一致ということで、そのようにさせていただきます。

では、これで、総務部・危機管理部の審査を終わります。ありがとうございました。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、企画推進部に入りたいと思います。

まず、河口企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口企画推進部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。今日、本日は、どうぞよろしくお

願いをいたします。本日の議題は、議案といたしましては2件でございます。まず、議案第100号でございますが、一般会計補正予算（第2号）でございます、所管に属する部分、こちらにつきましては、市民会館の空調改修に係る実施設計の経費ということでございますので、額としましては、1,413万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、議案第122号まちなか交流広場の指定管理の指名でございます。来年度から、こちらのまちなか交流広場、開始をさせていただきます。一般財団法人鳥取市教育福祉振興会のほうに指名をしたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

そして、報告が1件ございます。第11次総合計画、そして、第2期の創生総合戦略、そして、デジタル田園都市国家構想交付金事業、こちらの令和6年度の実績が固まりましたので、報告をさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをしておきます。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の所管に属する部分について御説明いたします。資料は、説明資料は、資料の1番を御覧ください。総務企画委員会補正予算説明資料（企画推進部）、こちらに沿って御説明をさせていただきます。

それでは、表の左側にページを振っておりますので、予算書と事業別概要、そちらを併せて御覧ください。

2ページを御覧ください。歳入予算でございますが、歳出の特定財源でございますので、後ほど歳出予算と併せて御説明したいと思います。

では、歳出予算に移ります。資料の3ページを御覧ください。款教育費、項社会教育費、目市民会館管理費の施設管理費でございます。予算書は35ページ、事業別概要は16ページを御覧ください。内容は、（市民会館施設管理費）でございます。補正前額は4,776万5,000円、補正額は1,413万7,000円でございます。これは、昭和42年に開館以降、58年が経過し、老朽化が進んでおります市民会館の空調設備等の改修工事に係る実施設計費用でございます。先日の全員協議会での、新たな文化施設の整備に関する基本構想案の御説明のとおり、スピード感を持って、切れ目なく、しっかりと、新たな文化施設の整備を進めてまいりますが、施設ができるまでの間、現在の文化芸術活動に支障を来すことがないよう、市民会館の空調設備や熱源設備、受変電設備の改修工事を行うための実施設計費用の補正予算となります。財源は、施設の長寿命化事業に使います、公共施設等適正管理推進事業債1,270万円を活用していきます。充当率は90%で、交付税措置率は45%でございます。改修工事のほうは、令和8年度、秋頃から、

9年度にかけて行っていく予定でございます。受変電設備のほうには、低濃度P C Bが使われておりますので、令和8年度末の期限内には、撤去をしていきたいと思っております。

続きまして、予算書の42ページ、43ページを御覧ください。繰越明許費の説明となります。42ページ、43ページの中ほどでございます。先ほど御説明いたしました、市民会館の空調設備等改修実施設計費用につきまして、適正な委託期間を確保するため、全額を繰越しさせていただきたいというものですございます。委託期間のほうは、標準期間として、8か月程度を見込んでおります。

以上で、一般会計補正予算の所管に属する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第122号鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続きまして、議案第122号鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定についての説明を、執行部、お願いします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。資料は、お手元の資料2、厚い資料ですけども、資料2を御覧いただきたいと思います。

はぐっていただきまして、2ページになります。付議案本体は、31ページに、議案本体、掲載しておりますので、お確かめください。そうしましたら、資料2で説明させていただきます。議案第122号鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定についてでございます。旧本庁舎跡地の広場の整備につきましては、2月市議会で、広場の条例と債務負担行為の承認を議会からいただいております。それを受けまして、4月から、指定管理者の選考手続を進めてまいりました。

上の1番から、順に御覧いただきます。1番、公の施設名、こちら、条例上の名称でございますが、鳥取市まちなか交流広場でございます。

2番の指定管理の期間は、令和8年3月1日～令和11年3月31日までの3年1か月でございます。指名指定による施設となります。

3番の指定管理者候補者として選定された団体につきましては、市民会館などを管理しておられます、鳥取市教育福祉振興会でございます。

その下、4番、（1）の指定管理料でございますが、総額は2,655万円、年度ごとの指定管理料は、記載のとおりでございます。その下、（2）でございますが、事業の内容につきましては、以下の施設の管理運営に対する基本方針のとおりでございます。

右側、3ページを御覧ください。指定管理の理由でございますが、文章2段落目からになりますけども、複数施設の管理実績により、本施設でも堅実な運営が見込まれること、加えて、隣接する鳥取市民会館の指定管理者として、鳥取市まちなか交流広場との一体的な管理運営・施設活用が期待できることが評価されたということになっております。

その下、6番、選考を行った委員会は、企画推進部の委員会でございます。

7番の審査項目、配点につきましては、以下の記載のとおり、委員1人70点満点でございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。4ページの上に、評価点という項目がございます。先ほどの、委員1人70点、委員6名でございますので、掛けまして、420点満点が合計点となります。これに対して、得点でございますが、300点ということでございまして、得点率は約7割であったということでございます。

以降、右側5ページ以降に、応募書類、添付しておりますので、こちらはお読み取りいただければと思います。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日の委員会は、説明のみであります。確認等は、委員の皆様ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めて、報告事項に入りたいと思います。

「第11次鳥取市総合計画基本計画」、「第2期鳥取市創生総合戦略」及び「デジタル田園都市国家構想交付金事業」の令和6年度実績報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 第11次鳥取市総合計画基本計画、第2期鳥取市創生総合戦略、及び、デジタル田園都市国家構想交付金事業の令和6年度実績報告について、執行部、説明をお願いします。西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。そういたしましたら、引き続き、資料2を御覧いただきたいと思います。ページは28ページになります。

この総合計画の基本計画、それから、第2期の創生総合戦略、それから、デジタル田園都市国家構想交付金事業の令和6年度の実績報告でございます。これは、毎年度この決算審査が行われます、9月定例会のタイミングで、前年度の実績として報告をさせていただいているものでございます。また、本年度から、総合計画の基本計画の指標評価の内部評価につきましても、御報告をさせていただきたいと思います。

続きまして、29ページの資料を御覧いただきたいと思います。こちらが、総合計画基本計画の6年度の実績の集計となっております。評価指標の達成状況を、まちづくりの目標、それから政策ごとに、担当部局で行いました施策の指標の内部評価を、達成率によりまして、順調とか、遅延など、段階の評価をいたしまして、それらを集計をさせていただいております。この評価指標の達成状況という、この表の中で、順調、または、おおむね順調のというところの合計ですけども、順調／達成というのが①ですね、それから、おおむね順調というのが②というところですけども、順調／達成が100%以上の達成率、それから、②、おおむね順調というのが80%～99%の達成率となっています。この割合というのを、この表の右から3列目のところですね、ここで集約をしております。合計を見ていただきますと、72.1%というところで、これが、令和5年度の数字が77.4%でしたので、少し下回っているというところでございます。

この評価の指標の中に、5年に1度行います、市民アンケート調査結果の満足度を指標にし

ているものが14項目ございまして、それを、令和6年度に評価をしたことによりまして、例年よりも評価実施項目が増えておりますけども、それら市民アンケートの結果を、指標にしております、それぞれの目標の達成度が低かったというところで、具体的には、この順調／達成、おおむね順調の割合というのが64.3%ということで、全体として達成度を押し下げているということが1つの要因と、それから、具体的な個別の指標の中でいいますと、大学生の県内就職率ですね、これ、39ページの指標ナンバー36でございますけども、これでありますとか、中心市街地の歩行者・自転車通行量、これ、42ページの58番の指標です。また、交通事故発生件数というのが、44ページの66の指標でございますけども、これらの指標が、前年度は、順調／達成、または、おおむね順調だったものが、今回、やや遅延という、3番目の段階の評価に、また、未達成という評価に落ちているというところが、この1または2の割合を押し下げるという要因になっているというところでございます。

それぞれの指標の詳細な評価結果につきましては、32ページ以降になりますけども、御説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、46ページを御覧いただきたいと思います。第2期創生総合戦略の6年度の実績でございます。表が2つございます。上が、この総合戦略の基本目標、7つの基本目標ごとに設定をしております、数値目標の達成度でございます。下は、その基本目標の中に、例えば、結婚・出産・子育て支援でありますとか、教育の充実といった重点施策を位置づけておりまして、その施策ごとにKPIを設定しているもので、その達成度を一覧でまとめたものでございます。また、左側が内部評価でございます。右側が、民間の有識者等で組織をしております総合企画委員会の委員によります外部評価となっております。

まず、上の表でございます。基本目標、これは、総合計画の評価指標と同一のものを使っていっているということで、先ほどお話ししたように、市民アンケート調査による満足度は、全体として達成度は低かったというところで、合計欄ですね、内部評価における、順調、または、おおむね順調の割合が72.4%となっております。また、外部評価でも、計画どおりでありますとか、ほぼ計画どおりという評価の割合が69%になっているというところで、これら、昨年度のと比較して、少しパーセントが落ちているという状況にあります。

また、下の表のKPIの達成状況につきましてですけども、こちらも、計画どおり、また、ほぼ計画どおり、外部評価における、の割合が低いところでいいますと、しごとづくりのところの、稼ぐ地域・仕事と安定した雇用環境づくり、また、まちづくりのところの、健康寿命を延伸し、活力ある健康寿命のまちづくり、これらが、それぞれ48%、55.6%ということで低くなっているというところでございます。個別の指標のことでいいますと、企業の所得控除を支援する補助メニューでありますとか、まちづくり投融資、それから、第三者承継補助金、そういった活用が少なかったというようなことでありますとか、市民体育祭の延べ参加地区数、これが少なかったというようなことが、達成度を押し下げている要因の1つになっているということでございます。

KPIのほうの合計欄、内部評価の、順調、または、おおむね順調の割合というのが68.2%、外部評価における、計画どおりとか、ほぼ計画どおりの割合67.5%というところで、いずれも、

これも昨年度よりも若干低くなっているというところでございます。

続きまして、76ページを御覧ください。デジタル田園都市国家構想交付金事業の実績でございます。鳥取市におきましては、この交付金を活用して施策を進めておりますけども、地方創生推進タイプというものと、デジタル実装タイプというものがございまして、それらを活用して事業を展開しているというところでございます。

次のページをお願いいたします。まず、地方創生推進タイプでございますけども、3の交付金事業の概要のとこにございます、令和6年度は、この3つの事業を実施しております。SDGs未来都市型ローカルイノベーション、また、麒麟のまち圏域の魅力アップの事業、それから、舞台芸術を核とした地域活性化事業です。

これらの事業の実績の概要につきまして、次のページを御覧いただきたいと思います。この3つの事業合わせまして、総事業費が約2億4,600万円、交付金が約1億1,700万円を頂きまして、この総合戦略の施策の推進を図ったというところでございます。

こちらも、内部評価と外部評価をしておりまして、この表の右から2列目のところが、内部評価でございます。この評価の中でいいますと、KPIが目標値を全て達成したというのが、一番高い評価でございますけども、この3事業の中ではございませんでした。その次の2番目に高い評価であります、一部のKPIが未達成ではあったものの、50%以上のこのKPIの達成率によりまして、地方創生に相当程度効果があったという事業が、2番の麒麟のまち圏域の魅力アップの事業でございます。これは、4つの指標のうちの3つの指標で目標値を達成しているというものでございます。

一番右の列が、外部評価、これも同じく、総合企画委員会の委員の皆さんによる評価でございますけども、これらは、3つの事業ともに、2番目に高い評価であります、KPI達成にある程度有効であったという評価をいただいているというところでございます。

各事業の詳細な実績につきましては、83ページ以降になりますけども、お読み取りをいただければと思います。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。私のほうからは、デジ田交付金における実装タイプについて説明させていただきます。79ページを御覧ください。

デジタル実装タイプにつきましては、令和5年度実施の4事業と、令和6年度実施の5事業、合わせて9事業について外部評価をいただきました。事業の概要は79ページに書いてございますが、実績評価は81ページ、個別の取組は99ページになります。

評価につきましては、81ページを御覧ください。各事業につきまして目標値を設定し、同じように、実績値とKPIを評価したものであります。KPI全て達成したら、①として、非常に効果として評価、1つ達成できなかつたものは、②相当効果的、何点か達成できなかつたものは、③効果ありとして、5段階で同じように内部評価をしたものであります。

内部評価の中で、非常に効果があったというものが評価4つ、2つ目として、相当効果があったものが4つ、あと、③の効果ありが1つとなっておりまして、その中で、これに対して、外部評価は、コンビニ交付のサービスについての③と内部評価したものが、実際には、外部評

価委員さんからは、今後の取組の評価をいただきましたので、評価1つ上げて、ある程度効果があつたってということで、最終的には外部評価として、①の有効というは4つと、②の効果があつたっていうのが5つとなっております。KPI達成できなかつたもののうち、利用者の満足度の未計測であったものがございますので、こちらは、今後調査を行うものとさせていただきます。どの事業も継続して取組を進めるものとなります。

◆吉野恭介委員長 西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。では、最後に、資料の28ページにお戻りをいただきたいと思います。今後の予定のとこでございます。

この報告資料につきましては、この委員会で報告をさせていただいた後に、全議員の皆様へ、資料提供により報告をいたします。本日、午後配付をさせていただこうというふうに考えております。この報告資料につきましては、決算審査の参考資料にもなりますので、評価の内容等につきまして、それぞれの決算審査分科会等で御質問ありましたら、各部局で対応することとしております。

それから、現在未実施の一部施策の外部評価につきましては、具体的には、県が公表するような統計数値を指標にしているようなもので、まだ外部評価ができないものにつきましては、今後追加で実施をいたしまして、10月頃には、全議員の皆様へ、追加分として情報提供をさせていただく予定としております。報告は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 資料の見方としてなんんですけど、76ページのことと言ふと、PDCAサイクルっていうことで、真ん中2つ目に、検証の実施っていうことで、外部有識者の意見聴取って書いてあるんですけど、これが、いわゆる総合企画委員の評価っていうふうなことで、まずいいのかどうか、その点を教えてください。

◆吉野恭介委員長 西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。委員のおっしゃられるとおりです。総合企画委員会におきまして、外部有識者の意見聴取ということで、報告をさせていただいて、御意見をいただいているところでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 それで、その検証の結果を受けて事業改善を行い、次年度以降の事業を実施っていうことで、これについては、その資料の今後の方針についてとか、評価及び今後の方針とかっていうふうに書かれているところが、要は、この総合企画委員の評価を受けて改善を行って、今後こうしていくっていうふうに書かれていると見ればいいんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。本日御報告をさせていただいております資料、総合戦略、それから交付金、それですね、今後の方針につきましては、内部評価をした時点での、それぞれの部局における今後の方針ということにさせていただいております。総合企画委員会には、速報で、この同じ内容を報告をさせていただ

いておりますけども、それは、各指標の内部評価における委員の方からの御意見、また、その事業の実施に当たっての御意見をいただいております。その御意見に対する回答というのを、今、各関係部局のほうに流しております、それに対応する方針というのを、それぞれ策定をいたしまして、10月の下旬頃を予定しておりますけども、総合企画委員会で報告をさせていただきます。その内容が、委員の御意見をいただいたことに対してのその対応ということでお返しをさせていただくというものです。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そうしたら、10月以降に、それが、また私たちも目にすることができるつていうことでいいですよね。

◆吉野恭介委員長 西田室長。

○西田茂樹政策企画課地方創生推進室長 地方創生推進室の西田でございます。これは、例年は、その委員会の意見に対応します、こちら、市側の対応方針につきましては、資料としてはお渡しをしていませんでしたけども、今年度は御必要ということありましたら、総合企画委員会が終わった後に資料提供をさせていただこうと思います。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 第11次の総合計画ということで、この議会、この委員会に報告されることを重く受け止めております。以前から、私の耳に残っているといいますか、刺さっているのが、この策定する、その委員さんで、女性の方だったと思いますけど、U I Jターンで、こっちに来られた方で、この資料を見られて、エッジが立ってないっていう言葉を使われたのが刺さってまして、だから、ほかの自治体を見ると、首長さんがリーダーシップを図って、もっと分かりやすく刺さるような目標で、びしひしくるんだけど、これを見てても、何をしたいのかよく分からぬって言われたのが刺さっていました。一方、今回、全員協議会で御説明いただいたときに、これを見やすくしましたということで、これは大変評価したいと思います。

1点、自分が特に気になっているところですね、アクションプランでいくと14ページ、基本方針でいくと43ページとかにあるんですけども、さっきの背景を、私がずっと提案、要望してきたのは、地域経済循環構造の図をイメージをして経済政策を打つべきだと、ここでいくと、特に17番の地産地消の推進、これをもっと上位の目標に上げて掲げると、さっき言ったように、刺さってくるのかなと思います。この地産地消を軽く見るんではなくて、より重視をして目標設定をしていただきたいというのが1つと、もう一つ、循環と、1つ、お金の創造というところで、制度融資の補助、保証料の助成の拡充をと、1期目のときからずっと言ってきました。大きな案件を外から持ってくる、先ほど、雇用のメニューが使われずに押し下げているとありましたけれども、もっと全体を見て、お金の量を増やす、さっきはお金の循環ですね、鳥取市内のお金の循環を、出でていかないように、外から確保、獲得できるようになっていうのが大事で、そのために、地産地消を言ったんですけども、もう一つは、金融機関と一緒にになって、県と制度融資の補助メニューをつくるときに、より実効的なメニューづくりをしていただきたいというのが2つ目の要望でして、それをイメージするのは、マネークリエーション、お金の創造というところで、例えばですけれども、保証料の助成、保証料の拡充とかですね、利率、コロ

ナのときにあったような金利の補助を参考に、より新しいメニューができるんじゃないかなといふのを、より研究して、所得の向上、雇用の確保に努めていただきたいっていう要望です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでよろしいですか。河口部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。御意見ありがとうございました。

今、雲坂議員さんがおっしゃられたのは、12次総合計画の全協でお話をさせていただいた分だというふうに思っております。おっしゃられるように、地域循環型構造で、いわゆる、お金をこう地域内で回していく、これは非常に重要なことだと思っておりますし、経済観光部が、まずはそれを、今、新しい総合計画の中で、しっかりとやっていこうという考え方も持っております。ただ、先ほど言いましたように、こう順番が上に上がっていくかどうかにつきましては、御意見を賜っておりますので、次の12次総の検討の中でいたしていきたいというふうにおります。

それから、2点目のほうの、お金の量を増やしていく、いわゆるその地域内の活性化を図っていくと、この点も、以前から雲坂議員さん、一般質問等でおっしゃっておられましたので、この件も経済観光部のほうにしっかりと伝えてですね、今度の12次総のほうにしっかりと入れていけるものかどうかも議論をしていきたいというふうに思っております。御意見として賜りたいというように思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか、御意見、御質疑ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 第11次の鳥取市総合計画の、今、様々な観点での報告をしていただいたんですが、例えば、未達成であるとか、遅延をしているとか含めて、何かその内部評価のところに、この、どうしてそうだったのかということ自身がないので、何でこうなったのかなど、ついついちょっと感じるというか、そういうところがあるんです。やはりそこのなぜっていうところをきちんとおかないと、次に、じゃあ、何をどうするのかというところが出てこないという、こういうところがあるので、今後ちょっとその辺をしっかりと書き込んでいただきたいなというふうに思っています。ただ、いろいろ書き込むと、かなりの分量になるということで、こういうコンパクトにはされているんだろうなというふうに思いますけれど、ぜひ、今後の委員会で、次回以降で結構ですけれど、しっかりと、そういう説明をしていただけると、より分かりやすいのではないかと思っています。要望です。

◆吉野恭介委員長 要望ということでおろしいですか。そのほかございますか。これで報告事項を終わりたいと思います。

続けて、陳情審査に入りたいと思いますので、関連のない部署の方は退席ください。

令和7年陳情第16号鳥取市市立美術館建設の陳情書（質疑）

◆吉野恭介委員長 陳情審査に入ります。令和7年陳情第16号鳥取市市立美術館建設の陳情書について、委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 市立美術館建設の陳情は、以前にも、この総務企画委員会に提出されて、採択された経過があったんだけれども、いつ、いつだったかな、2年ぐらい前かいな。

◆伊藤幾子副委員長 改選前です、もうちょっと前。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 平成30年です。

◆上杉栄一委員 えらい失礼しました。最近だと思いました。平成30年ね。その際には、場所のこともありましたんだけども、今回の場合は、場所というよりは、その一歩、ある面で言うと、採択を受けた、議会のほうはですね、一旦採択したというようなことでの進んだ形でのこの要望だというふうに思っておりました。市民から署名を集めて、先日、部長のほうに提出をしたということで、新聞にも載ってたんだけども、この日本海新聞でいくと、署名を受け取った部長については、内部で情報を共有し、議論を始めたいと。ある面では、前向きな回答だったというふうに思っております。

この要望事項の中に、作品の収蔵スペースの、鳥取市関係作家の作品収蔵スペースの確保とか、学芸員の採用、それから、準備室の立ち上げということがあるんですけれども、柴山会長さんの意向っていいますか、会の、その市立美術館の建設については、倉吉に県立美術館ですから、県立美術館の役割っていいますか、要するに範疇っていいますかね、分野というか、それはもう、その鳥取県の芸術家であったり、あるいは国内、あるいは海外の、もう少し言ってみれば、レベルの高いっていいますかね、ある面で言うと、そういうものをを目指していただければいいんじゃないかと。鳥取市美術館の場合は、いわゆる鳥取市の作家であったり、身近な、そういった芸術家等々についての美術館ということで、そういう状況の中で、非常に今、鳥取市の作家、もう亡くなつた方もたくさんおられるわけでして、そういった方の作品が、どんどん劣化をしていると。要するに、よくあるのが、学校に寄贈して、それが、保存の状況が西日当てで色があせたりというようなことがあるんで、こういった分についての収蔵スペースが必要だということと、それから、もう一つは、その学芸員が鳥取市にはいないんですね。例えば、新たな美術館とか、そういった美術品を鑑定する場合に、誰が鑑定するかということなんですね。そうすると、まず第一に、この学芸員の確保っていうのは、これは必要な話だというふうに私も思っておりますし、仮にですね、鳥取市美術館ができるとしても、やはり10年スパン、15年スパンの問題だというふうに思っております。

ということで、ここに書いてあるように、準備室を立ち上げていただきたいということで、まず、前もって、市長は議会の答弁の中で、鳥取市立の美術館は必要だということは、しっかりと明言されるとるわけですし、県のほうも、この県立美術館ができる折に、倉吉に行く折に、鳥取市が美術館を造るんであるならば、その協力はさせてもらうということは、これは、はっきり言ってるわけなんですから。だから、今回の要望事項については、1つに、その準備段階での要望だというふうに私は思っておりますんで、どこに造れとか、どんなものを造れというような状況ではないんで、まず、その1つのスタートとして、こういったものが必要なので陳情書を上げたというふうに理解しておりますんで、私は、これはそれでいいのかなというふうに思っております。

市の執行部のほうなんですけれども、この間、企画推進部の河口部長が、内部で情報共有し、議論を始めたい、具体的にはどういう話、どういうことですか。

◆吉野恭介委員長 河口部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長、河口でございます。上杉議員さんの、今おっしゃられ

たこと、ありがとうございました。先ほど、新聞の記事もおっしゃっていましたが、8月29日に、私のほうに、このつくる会の柴山会長様、そのほかの役員さんも一緒に来られまして、上杉議員さんのほうも同席をしていただきまして、しっかりと、これ、3年間で6万人を目指して、もう春の段階、4月でしたかね、集められました。すぐ6,000人を集められたということで、それを頂いたということでございます。

そこの話の中では、先ほど上杉議員さんがおっしゃられました、特に2点ですね、現存する作家、要するに、鳥取市で今活動されている方の作品が、このままいくと劣化をする、そして、作品がこう散在をしてしまうと。これを、速やかに市のほうで保管できるような、そういったことをしてもらいたいという点を強くおっしゃっておられました。

それから、収蔵品を管理するための学芸員のことも、しっかりと御要望として、していただいたというところでございます。これは、実は内部のほうで、もう既に教育委員会のほうにも、実は、柴山会長様のほうから、小学校の空き教室なんかがあるではないかと。ここに、エアコン等空調が整えば収蔵できるようなスペースができるというお話をいただいておりますので、企画推進部だけではなくて、こういった教育委員会の部局、それから管轄、総務部のほうが全体を管轄しておりますので、こういったところにも情報提供をして、どういう形で、公共として、収蔵を預かることができるのか、これを議論していきたいというふうに思っております。

それで、一番難しいのが、先ほど少し言われました、学芸員の件なんですけども、学芸員の方っていうのは、1人の学芸員が、やはり専門を持っておられます、例えば、陶芸であったり、絵画であったり。絵画の専門の学芸員さんが方が、陶芸のほうを見るというのは、なかなか難しいというところもございますので、学芸員さん1人を置けば、全て選別ができるというわけでもございませんので、この辺をどういう形で持っていくのか、そのときにも御提案ありましたけども、外部の委員さんを設けてですね、いわゆる専門家を設けてやるということも1つの考え方ではないかというようなお話をいただいておりますので、そういったことも含めて、まず院内でしっかりと議論をしていく、これは部局長を集めて、部局横断的にできることをまずは出していくと、こういったことが必要なのかなというふうに思っています。その上で、まず選別がどこまでできるのか、収蔵するときに、どういった費用がかかるのか、そこに議論を進めていくと。こういったことを始めていきたいというように考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 米村委員。

◆米村京子委員 上杉さんに関連して。実は、皆さんのお願いしますって、こういうチラシが町中に配られました。その中の一部を読ませていただきます。アートは市民の共有財産、身近な美の拠点を築こう、子供にも豊かな芸術体験を、なぜ美術館が必要でしょうか。優れた郷土作家の作品は、皆で守る市民の共有財産、先ほど言われました。美術の過去と現在を結び、未来を築く美の拠点にしましょう。行政には、作品を収集・保管・公開する義務があります。美術館不在では、県民、県展・市展、大規模な展覧会もできません。感性豊かな子供たちが、美を楽しむ情操教育のステージに東部が連携し、共有、共存、共栄する身近な美術館が、ぜひ必要です。場所を特定する、今回は場所を特定するものでなく、皆さん、このような強い、市民の皆さん全体が、やっぱりこういう美術館が欲しいっていうことを強く願ってらっしゃるこ

とを言って、私の意見とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 要望ということでした。そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 委員会開催前に、過去の議事録を、調査係にお願いして抜粋したのを読んできました。最初に出たのが平成30年の6月議会で継審、9月議会で継審、11月で採決で、採択ということでした。賛成多数ということで、全会一致ではなかったです。議論を見てみると、要は、倉吉に行つたけれども、県の意向はどうなんだということで、今は、この通すべきではないという方と、いや、これを否決してしまえばしほんでしまうから、賛成しようということで、多数で通ったと。見れば、私も発言があったので、拙い発言をしていたので、ああ、自分もしてたんだなと思い出しながら見ていました。

この要望事項の中で、学芸員さん、収蔵とありますて、思い出したのが、前に視察に行った青森の件で、その学芸員さんで、収蔵というのがとても大切だということが残っていたので、ああ、これは大切なと思って、賛成をしています。ただ1つ目、2つ目ですね、大賛成でして、3つ目の、平成30年以降の県の意向がどうだったのか、先ほど、上杉委員さんから1つ触れられましたけれども、改めて整理を、県の意向がどのように推移したのか確認をさせてください。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。県の意向ですけども、やはり倉吉のほうにできたということで、東部の美術機能が動いたというところで、県議会の付託意見のほうで、東部に美術館、鳥取市のほうに美術館を造る場合には、先ほど上杉議員さんも言わされましたけども、県のほうの協力を惜しまないというようなことを伺っておりまして、そのままの状況が続いているという認識でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 具体的な話合いとか、補助とか、そういうのはなく、今、ぼやーんとした、付帯意見の中での知事の意向と、だけということですね。分かりました。私は、今後、県との議論がどのようにしていくか分かりませんけれども、しっかり議論をしていただいて、市民の、何ていうか、この豊かな生活に期するような収蔵だったり、展示だったり、そういうものに寄与するように御尽力を願いたいと思って、今のところでは賛成です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私自身は、これに反対ではありませんが、危惧する点があります。まず1つは、駅周辺の再整備の中で、複合施設の問題が出てること。もう一つは、文化ホールの在り方そのものが、まだ、決着も見てないこと。あわせて、美術ということも、文化の中の1つだというふうに私自身は思っているので、その辺をどう、こう整理していくのかというところ、そういう意味で、もう一つは、例えば、様々なね、万葉歴史館とかそういう施設もあるわけで、じゃあ、そういうことを含めて、この美術館ということの、この意見を出されたことの趣旨も含めてね、どういうふうに、市として整理をしていくのかというところが、今問われているんではないかなというふうに思っています。やはり鳥取市の財政上の問題というところを、とても危惧をしてるというところで、もう少し考えていただきたいなと、そんなふうに思っているところ

です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私もですね、この陳情書を読ませていただいて、反対するものではございません。やっぱり美術館っていうのは、どうしても必要なものだなという思いもしております。それと、先ほど坂根委員からもありましたけど、やはりその複合施設という、文化施設等の考え方というものも当然出てくるわけですが、この方々の意見としては、やっぱり美術館は美術館として建設をお願いしたいという意向は持っておられました。ただ、私が、2年、3年でできるとか、そういう話じゃなしに、必要だけども、どういった形で、その建設に向かっていくかということだと思うんですね。そういう中で、今本当に待ったなしというのが、貴重な作品の劣化・紛失、こういったことが一番危惧されておるところでありまして、その美術館そのものの建設以前に、私は収蔵するところ、先ほども、上杉議員さんからもあったんですけども、廃校になった校舎を活用するとかですね、そういった部分を早急に手だてすることが、まず重要なことかなというふうに思っておりまして、こういった陳情の文面を見させていただいても、何ら反対することはないというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 そのほか、質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 まず、その平成30年の11月のときに、全会一致ではなかったけれども、陳情が委員会のほうで採択をされていたということは、私も議事録を読んで確認をしています。ちょっとといまいちよく分からぬ議論の下で採択をされてるなという印象は持りました。それで、今回、またこの美術館建設の陳情書が出されてきたわけですが、正直、私、この美術館建設の目的が、この文面読んでも分かりませんでした。それはなぜかというと、要望項目が3つあって、学芸員の採用とか、あと、建設のために、準備室っていうのは、当然建てるとなれば、必要なことなので、そうだなと思ったんですけど、その1つ目に、その作品収蔵スペースの確保っていうことが書いてあって、文面の中に、るる書かれてるんですけども、いろいろと他都市の美術館とかをね、どんなふうにコレクション集めてんのかなとかって調べてみると、大体、その収集方針っていうのがあって、どんな作品を集めしていくのか、所蔵していくのかっていうのを決めてるわけですね。それで、ちゃんと収集評価委員会みたいなものを開いて、そこで選定するというか、そうやってやってるわけですね。そうなると、ここの陳情書に書かれてる、地元の作家さんっていうても、いろいろおられるだろうし、ちょっと私、どちら辺で線引きをつけるみたいなことを、この陳情者は考えておられるのかなっちゅうのがよく分からなくって、もう何でもかんでも受け入れるとなったら、すっごい広さの収蔵スペースが要るなと思いましたし、それに、やっぱりその劣化云々ってなると、やっぱり適度な環境が必要なわけで、先ほどの話の中で、小学校の空き教室を利用して、空調等あればってなると、そんなレベルでいいんだったら、教室じゃなくって、何ぼでも空いてるところがほかの公共施設でもあるので、別に美術館っちゅうことじゃないよねとか思ってもみたり、ちょっと私、今日結論出すには、次回に回していただきたいのが、1つお願いなんんですけど、やっぱりこの、当然30年に陳情が採択されてるっちゅうのは、それはちょっと踏まえないといけないなとは思いつつも、今回の中身が、ちょっといまいち、今日の時点では、私にとってはしっくりといつてない

んですよ。結局ね、美術館ってなると、収集方針によっては、単純に地元作家の作品を収蔵することにはならないんじやないかっていうのが、今日の時点の私の到達なので、また引き続き考えさせていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の話の中で、地元関係作家の作品収蔵スペースの話なんですけれども、地元作家といつても、たくさんおられてですね、これもう玉石混交なんですね。だからこそ、収蔵作品を管理するための、いわゆる学芸員が必要だということなんです。何が何でも地元の作家の人のその作品を、その収蔵スペース、収蔵庫に入れるということではなくして、いわゆるその学芸員に、さっきちょっと話がありました学芸員であったり、あるいは、その専門家で鑑定をしていただいて、これは残さなければならぬという、そういう作品については、やはりこのいわゆる収蔵庫が必要じやないかということです。だから、全く地元の作家だったら、全部それを残せという話はもちろんなわけで、だから、ピンからキリまでありますね、だから、その地元作家の中ででも、やはりこれ、将来的に残さなければならぬ、そういうものについては、しっかりとこれは鑑定をする中で、その市立美術館ができれば、それ、収蔵庫ありますからね、それはそれであれなんだけども、今、これがそのままになったら劣化してしまうと、あるいは分散してしまうというようなことで残さなければならぬということですので、もうどれもこれも、そこに残せという話ではありません。

◆吉野恭介委員長 今の件で、面会された執行部のほうで、他に、ほかに参考情報とかございますか。河口部長。

○河口正博企画推進部長 ありがとうございました。先ほど、上杉議員様のほうがおっしゃられました。このつくる会の皆様が言っておられたのも同じことでございまして、やはりどういう作品を残すかということを、単にお願いをするということではなくて、しっかりと選定、選別をして、将来残すべきものを決めていくと。これを、いわゆるその役所のほうでしっかりと検討してもらいたいということでございましたので、そこは、これから議論をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、伊藤委員さんがおっしゃられましたように、これは私の私見でございますが、これから美術館をどういう形で造っていくかとの議論も、一方でやはり必要だというふうに思っております。ですから、例えば、今、島根県立美術館が持っている、いわゆる収蔵しているものというのは、展示をやはり基本で考えます。私、島根県の美術館は大好きでして、年パスを持って、月に1回、2回ぐらい行っています。そこで、やはり展示をされるのは、例えば、葛飾北斎のものを持ってですね、これはもう島根県の美術館でないと持っていません。こういった、全国、世界にしっかりと示すような美術館、それで、そういうものを収蔵していく。例えば、鳥取県の美術館であれば、ブリロの箱、こういったものを持って、世界から、全国からしっかりと人を集めると、こういった美術館だからこそ、どういった収蔵品という、これはやっぱりセツトだと思っております。

先ほど、上杉議員さんが言われましたように、つくる会の皆さんには、やはりこの劣化が、今早いということで、速やかに対応するというのが、この1つ考え方でございます。それから、

もう一つは、鳥取市のこれから建とうとする美術館がどういうものがいいのか、県の美術館とどうすみ分けをしていくのか、ここをしっかりと議論した上で、どういった収蔵品を預かるのかということを、やはりこれから議論をしていきたいと。このことを、今、執行部の中で情報共有して進めていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。そのほか、御意見、質疑ありますか。浅野委員。

◆浅野博文委員 今、皆さん、いろいろ意見も聞かせてもらいましたし、あと、河口部長のね、その島根県立美術館に通っておられるってことで、本当心強く思いましたけど、私も、この陳情書の内容は、ほぼ、これ、いい内容じゃないかなと思っています。上杉委員からもありましたけども、やはり鳥取市の文化芸術に対する、市民のそういった醸成をしていく上で、この美術館の建設はとても大事なことだと思いますので、ぜひとも前に進めてもらいたいなど、強く私も以前から思っていますので、この陳情書には賛同したいなと思っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 さっき部長が言われたのはよく分かるんですよね。どういうコンセプトのものにするかっていうのがないと、それこそ規模感も出てこないし、何を集めかっていうのも出てこないので、それは本当に、もっともだなと思うんですけども、ただね、この陳情書でいくと、いくとっていうか、もともと建設のお願いについての陳情っていうのが平成30年に出されて、それが通ったわけですよね。またもって、件名が美術館建設の陳情書なので、しかも中身の要望はこういうことですね、中身の要望のそれぞれ望まれていることは、理解はするんですけども、ちょっと私、表題と、その要望の中身のちぐはぐさが、私の頭がついていかないところがあるって、どういう目的なのかなって思いながら、私は、これ、読ませていただいたんですけども、本当にね、なかつたものを造るんですね、県立で、機能はあったけれど、鳥取市として持ったことのないものを造ろうっていうわけなので、確かに、平成30年度は陳情通っちゃってるけれども、やっぱりこういろいろと、何ちゅうのかな、理解を深めていくというのか、認識を深めていく作業っていうのは、すごく私大事だと思ってて、本当に大事だから、必要だから造りやあえがみたいな話にはならんのだろうなと思ってて、仮に賛成するにしたって、何かあんまりやっぱりちゃんといろいろと認識を深めて議論をしていかないといけないなって思っていますので、ちょっと改めて、すみません、この美術館っていうのは、何というのかな、絶対に機能として持つとかないといけないもの、私は学芸員は絶対おらなあかんと思ってるんですけど、何かそういう前提条件みたいなものがあったら、教えてもらえませんか。

◆吉野恭介委員長 河口部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。この自治体、いわゆる市町村に、絶対美術館が要るかどうかということでお答えさせていただきますと。

◆伊藤幾子副委員長 違う。

○河口正博企画推進部長 じゃあ、すみません、もう一度お願ひします。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 美術館、博物館法の中に、何か、括弧、美術館っていう書きぶりもあった

りするので、結局、美術館法っていうのはなくって、博物館法っていうものに基づいて、いろいろと造られたり、運営されてるのかなって、私思ってますので、その美術館と名のる施設に、必ずこういうものは要りますよみたいな、それが機能であったり、人の配置であったり、何かそういうものがあるんだったら教えてくださいっていう。

◆吉野恭介委員長 河口部長。

○河口正博企画推進部長 その辺につきましては調べさせていただきたいというふうに思っておりますが、例えば、鳥取県立博物館の中に、今まで美術機能がございまして、この中には、鳥取市、それから、東部圏域の地元の芸術文化の方の非常に価値の高いものを収めていっておられました。それで、鳥取県立美術館が倉吉のほうにできたときに、作品を向こうに持っていくということで、博物館のほうは、美術機能を一旦は展示をしないということになりましたが、その基準の中では、やはり収蔵する方針というのを、どうもやっぱり定めておられるようございます。ある程度、その方針に沿って、とにかく美術機能をしっかりと収めた上で展示をしていくということが決められているということでございます。一般的に美術館と名のる場合は、そういう方針を持っておられるということでございます。

先ほど、30年のときの付帯意見がございまして、このときには、倉吉の美術館ができたとしても、これまで鳥取県立博物館で収めた、いわゆる購入をした、鳥取市、それから東部の芸術品の方を、倉吉に持つていいってはいけないという、こういう付帯意見もつけていただいておりまして、ですから、実は今でも、展示は、実は倉吉のほうで行われておりますが、展示が終わりましたら、博物館のほうに収蔵を置くということをしておられるということで、県のほうに、これは確認をして、県と協議をしながら進めています。これは、県議会の付帯意見をしっかりと守るということでございますので、ですから、保管に関しても、美術館だけではなくて、博物館のほうにも、しっかりとした、その保管をする機能を持たせておくということでございます。それから、米子市のほうも美術館がございます。それから、倉吉は、実は博物館の中で美術機能を持たせるということでございますので、基本的には、やはり博物館法をおっしゃられましたけども、そういうものに基づきながら、美術館の収蔵の方針を定めておられるというふうに認識をしております。詳細につきましては、また調べてお出しをさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 それと併せて、その博物館法でいくと、何かその都道府県の教育委員会が、何か基準を設けてるみたいに書いてあるので、鳥取県のそういう基準、各自治体が、何かそういう博物館造りたいとか、美術館造りたいっていったときに、どうも申請する先は教育委員会のようですので、どういった基準を設けとられるのかっていうのも、併せて調べて教えてください。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見、質疑ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長のほうから、後半の委員会でお願いしたいというようなこともありましたし、今し方は、収蔵の条件であるとか、改めて情報提供いただける内容もあります

が、後半の委員会でやるかどうかということを、まず諮らせてもらいたいと思います。皆様どうでしょう、後半の委員会で持ち越しということにさせてもらってよろしいですか。

（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 賛成多数ということで、後半の委員会で持ち越しということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。

後半、午後の委員会は1時40分に再開としたいと思います。よろしくお願ひします。

午後0時35分 休憩

午後1時38分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 総務企画委員会を再開いたします。

まず、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。谷口市民生活部長。

○谷口恭子市民生活部長 市民生活部の谷口でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。このたびの議会に提案させていただいております市民生活部の議案は、3件でございます。まず、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）でございますが、市民生活部の所管に属する部分として2件ございます。1件目は、全国消費生活情報ネットワークシステム、P I O – N E Tが新システムへ移行するに当たりまして、端末等を整備する経費、2つ目が、外国籍の方の住民異動手続の法改正に伴いまして必要な端末を整備する経費、歳出ベースで総額172万7,000円の増額補正をお願いしております。次に、条例案件の議案第111号鳥取市市民自治推進委員会の改正でございます。こちらは、6月定例会で議決をいただきまして、7月1日から施行しております、鳥取市自治基本条例に位置づけております市長の附属機関でございまして、自治基本条例の改正により、設置根拠条文が繰下げとなることから、改正を行うものでございます。最後に、議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、過疎計画に定める事業の財源といたしまして、過疎対策事業債を発行できるよう計画変更をするものでございます。

また、報告案件の第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画は、鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例、これは、犯罪を未然に防止し、犯罪被害に遭わないよう、安全で安心な地域社会の実現を目的に制定したものでございますが、この条例に位置づけてる計画でございまして、今年度、第2期計画が終了いたします。現在、第3期計画の素案ができましたので、御報告を申し上げるものでございます。

それぞれ詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。簡潔かつ丁寧な説明に努めますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

審査に先立ちまして申し上げます。部長さんからもありましたけど、質疑及び説明、答弁は

簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをしておきます。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。前田課長。

○前田武志市民総合相談課長 市民総合相談課の前田でございます。それでは、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）のうち、所管に属する部分について説明をさせていただきます。説明は、事業別概要書と資料1、総務企画委員会補正予算説明資料で行います。また、歳入は、歳出説明の中で関連づけて説明させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

そういうと、補正予算説明資料3ページ、（消費生活対策費）について説明いたします。事業別概要書は17ページ上段になります。これは、令和8年10月より新システムに移行されるPIO-NETといいます、全国消費生活情報ネットワークシステムに接続するための端末の導入、利用認証などのセキュリティ対策、端末設定に伴う費用となります。このネットワークシステムは、独立行政法人国民生活センターと、本市をはじめとする全国の消費生活センターとをオンラインで結び、蓄積された情報、苦情等の消費生活相談情報について、検索・閲覧・入力するシステムになりますが、現在のシステムの運用が令和8年9月末で終了することに伴い、新たに端末等を調達し、新システムに接続するための環境を整備するものでございます。補正額は、備品購入費として58万5,000円、財源は、県支出金の消費者行政強化交付金を全額充当するものでございます。よろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。次の項目でございます。同じく、総務管理費、諸費、中長期在留者等事務費、補正額114万2,000円について御説明いたします。予算書は27ページ、事業別概要は17ページ下段です。これは、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が、令和6年6月21日に公布されまして、出入国管理及び難民認定法や、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部が改正されました。この改正により、住民基本台帳に記録されている中長期在留者または特別永住者が希望されれば、個人番号カードと一体化した特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を持つことができるようになります。この改正に伴いまして、自治体の外国人に係る事務で、申請書の受付、カード券面への住所等の追記に加え、カードのICチップへの変更事項の書き込みが必要となりますので、書き込みに使用するパソコン、支所分の8台を調達するための経費を計上しているものでございます。なお、本庁分は、国から支給される1台を利用するとしております。財源は、全て国庫支出金の委託金でございます。

続きまして、最後の項目でございます。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費の職員費の財源更正について御説明いたします。中長期在留者等事務の国の委託金の交付決定により、人件費分が7万2,000円の増額となりましたので、一般財源を7万2,000円減額する

ものでございます。

関連しまして、2ページの歳入、一番上の項目を御覧ください。国庫支出金の委託金は、121万4,000円の増額補正としておりまして、先ほど御説明しました、中長期在留者等事務費の114万2,000円と、職員費7万2,000円の合計額となっております。以上で、一般会計補正予算の説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第111号鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第111号鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正について、執行部より説明をお願いいたします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。付議案は5ページになります。お配りしております資料2、こちらのほうで説明をさせていただきます。資料2の2ページを御覧いただきたいと思います。

鳥取市市民自治推進委員会は、参画及び協働の推進に関する事項につきまして、調査・審議をいたしまして、市長に意見を述べる市長の附属機関でございまして、鳥取市自治基本条例に規定をされております。本年7月1日に施行となりました鳥取市自治基本条例の一部改正によりまして、委員会の設置根拠となります条番号に変更が生じたことに伴いまして、鳥取市市民自治推進委員会条例の引用条文の整理を行うものでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

説明のみと本日はなっておりますが、何か確認事項等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について、執行部より説明をお願いいたします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。よろしくお願いいたします。私からは、議案121号関係の鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。付議案は29ページ、配付しております説明資料2は、4ページをお開きください。過疎法の規定に基づきまして、鳥取市過疎地域持続的発展計画の一部を、事業を追加することにより変更させていただくものでございます。記載しております1番～3番については、過疎について説明をさせていただいておりますが、6月の委員会で説明させていただいた内容と重複いたしますので、このたびは割愛させていただきます。

次のページ、5ページを御覧ください。このたび追加する事業を掲載しております。まず、青谷地域の事業として、青谷町特産物加工販売施設、青谷ようこそ館ですが、こちらで、地元

加工品等を陳列・販売しております冷蔵ショーケースを更新する事業となります。2つ目が、河原地域の事業で、設置から年数も経過し、傷みが生じております、河原あゆっこ園の給湯用熱源機を更新する事業となります。以上の2事業について計画に追加するものでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、確認事項等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 これで議案説明を終了したいと思います。

次の報告事項がない部署の方は、ここで御退席ください。

第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告に入ります。第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画についてについて、執行部より説明をお願いいたします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画につきまして御報告申し上げます。資料2の6ページを御覧ください。

本市では、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるための基本方針や取組内容、推進体制を定めました、鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画を、平成18年6月に策定をいたしまして、現在まで、市民の防犯意識の向上や安全確保等に取り組んでいるところでございます。現行の第2期基本計画の計画期間が本年度で終了をいたしたことから、これまでの取組状況を踏まえまして、社会情勢や犯罪の対応の変化等に伴います現状の課題に対応するため、令和8年度から10年間、令和17年度までを計画期間とする、第3期基本計画の策定に向けた作業を進めているところでございます。第3期基本計画の検討に当たりましては、防犯関係団体やPTA、学識経験者、公募市民等で構成をいたします、鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会、こちらでの議論を踏まえまして、市の内部や警察からの意見を反映しながら、このたび第3期基本計画の素案をまとめております。

7ページをお願いします。本市の犯罪の現状でございますが、刑法犯の認知件数は、平成17年以降、右肩下がりで減少をしておりましたが、令和3年からは増加傾向にあります。犯罪の種別といましましては、多岐にわたっておりますが、特に最近、新聞報道等で頻繁に見聞きをいたします特殊詐欺やSNS型の投資詐欺、ロマンス詐欺による被害が増加をしておりまして、被害は幅広い年代で発生をしております。また、犯罪をした人の約半数が、再び罪を犯している状況にございます。

次に、生活環境の変化といましましては、少子高齢化による世帯人員の小規模化や、地域の結びつきの希薄化の進展によりまして、犯罪に巻き込まれやすい状況を生み出しておりますとともに、子供たちが罪を犯さない、犯罪に巻き込まれないための生活の知恵や規範意識を教える機会が少なくなっております。また、幅広い世代へのインターネットやスマートフォンの普及が、SNS等を使った犯罪被害の拡大につながっております。こういった犯罪の現状や生活環境の変化などを踏まえまして、これまでの取組の課題への対応を盛り込みながら、第3期基

本計画の素案をまとめたところでございます。

8ページをお願いいたします。現行の基本計画からの主な変更点といたしましては、犯罪が起こりにくい都市環境の整備といたしまして、近年普及が進んでおります防犯カメラに起因をして、個人の権利侵害からトラブルに発展することもあるため、防犯カメラの設置、運用に当たっては、人権への配慮も必要であることを追記しております。

また、現行の基本計画は4つの基本方針、自らを守る意識の高揚、連携体制・情報共有の推進、協働による地域における防犯活動の推進、犯罪防止に重点を置いた都市環境整備、これで構成をしておりますが、今回、新たに9ページにございますように、再犯防止対策の推進を加えた5つの基本方針としております。再犯者の中には、必要な福祉的支援が受けられなかったり、住居や就労先が定まらず、生活が困窮をして、精神的に追い詰められて孤立した結果、再犯に至ってしまう人もいることから、福祉的な援助によって犯罪を防止していくこととしております。

10ページをお願いいたします。防犯対策の市の取組といたしましては、オのところにございますように、インターネットやSNS等を使った犯罪に、青少年、若者が巻き込まれないための広報啓発活動の推進とか、力にありますように、特殊詐欺に狙われやすい高齢者等に対する注意喚起の実施や、関係機関と連携した被害の未然防止対策の推進を追加しております。

11ページをお願いいたします。クのところでは、空き家の適正管理につきましては、現行計画では、老朽化による倒壊の危険防止に主眼を置いたものとなっておりますが、新しい計画では、不審者の侵入によって、空き家が犯罪の温床となり得ることも追加をしておりまして、所有者に空き家の適正管理を促す内容となっております。また、新たに基本方針に加えました再犯防止対策の推進といたしましては、本市における再犯の防止に関する施策の推進計画でございます、鳥取市再犯防止推進計画と整合を図りながら、関係機関や支援団体と連携をして、再犯の防止につなげることとしております。

主な変更点といたしましては以上のとおりでございまして、この素案を基に、10月に市民政策コメントを実施して、市民の皆様からの御意見を反映しながら、年内をめどに最終案をまとめまして、来年1月の計画策定を予定をしております。

基本計画の策定後でございますが、年度内に基本計画に基づく実施計画を作成することといたしております。報告は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見等はありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

令和7年請願第3号風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての請願書（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて請願陳情審査に入ります。しばらくお待ちください。

それでは、令和7年請願第3号風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての請願書について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 請願第3号の、ページでいくと3ページですが、文面審査ということで、先日1日に提出者の説明も聞きましたが、その際、金田議員からですね、この協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律の何条なのかということを聞かれて、答えられなかつたということで。失礼しました。伊藤議員でした。過去の議事録読んで、金田さんのことが頭にきてまして。過去の議事録も、議会のやり取りも見ていないという御発言があつたと思います。執行部にお尋ねですけれども、この協議会というのは、何に基づいて行われるものなのか、根拠法とですね、全国のこの協議会の設置状況とか、まず教えていただけますか。山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。この、根拠法についてですが、これは、温対法、地球温暖化対策の推進に関する法律の第22条に基づきます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員の尋ねたのは、もう一つありましたよね。全国で協議会の例が、事例があるかという。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 失礼いたしました。この脱炭素選考地域に選定されている、手を挙げられている市町村は、全国で1,718市町村ある中、そのうち、風力につきましては6市町村ということになっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 根拠法と、全国で、風車、たつたの6市しか協議会設置の事例がないということでした。事前に教えていただいたときに、福岡、九州のほうだったり、電力が必要なところですね、東北のほうだったりしているということもお伺いしました。

次の質問ですけれども、協議を設置するときに、促進地区を市が設定しないと、そもそもこの協議会を設置できないんだというようなことも教えていただいたように思うんですけども、先ほどの根拠法のところで御説明されるかなと思ったんですけど、そこも関連して教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 この温対法第21条の第5項に、市町村は地方公共団体の実行計画において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとするということになっております。こちらにつきましては、5項目がございます。その中に、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を定めることになっていますが、本市におきましては定めておりません。あくまでも脱炭素先行地域の取組を行っているため、促進区域は設定はしていないところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今、根拠法と全国の事例と、協議会には何が必要なのか、市は促進、今後も、この促進地区を設定するつもりもないという考え方でよかったです。市の考え方を教えてください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 先ほど申し上げましたが、促進区域につきましては、努めるものとするということで努力目標であります。あくまでも、鳥取市については、脱炭素先

行地域という取組を進めているものでございます。まずは脱炭素先行地域の取組を進めることとし、さらに展開していくことと考えておりますので、この促進区域については、設定は考えておりません。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私は、この請願書に反対です。その理由は、今おっしゃっていただいた市の考え方もそうですし、過去の一般質問のやり取りで、市長の回答であったりする中で、例えば、ジオパーク委員会からは、コウノトリの人工塔を世界的にアピールするように要請を受けていたりですね、ジオパーク管内で抵触するおそれがあると、市長もしていたり、あとは、市の自然保護をですね、及び環境保全条例にこう抵触するおそれもあるし、景観ですね、特に、例えば20年、お金が落ちたとしても、仮にですよ、更新時期に撤退をされるリスクが高まって、そのまま残れば景観が阻害されて、市民のこの誇りが毀損するおそれがある。また、バードストライクですね、そういう野生鳥獣保護の観点からも問題であるというような点が、過去の議論でも整理をされていました。

もう少し反対理由としては、大きく見て、この源流はどこにあったのか。特に買取り制度、電力の買取り制度が始まってから外資が入ってきた。太陽光パネルしかり、風車しかり。風車のメーカートップテンのうちの6社で、大体半分ぐらいが中国資本であるというようなことで、資源開発ですね、こうした調査も敵国条項に、敵国にしている中国、日本を敵国にしてる中国が、この開発を、中国資本が開発するということに危惧を持っていたりしますし、そもそも、この負担がどこに来るのか。地域に配られるお金とか、事業者がもうかるお金というのは、固定買取り制度によって、制度ができた国民負担ですね、これが、例えば新電力ネットというページで、この賦課金の推移を見ると、2013年が月額105円、平均的な家庭でいくとですね。これが今、直近で2025年だと1,194円とかで、物すごく大きくなっていて、国のほうも、固定買取りではない新しい制度を導入したり試行錯誤しているという状況の中、大きなニュースでいくと、三菱が撤退をしたというのがありました。その前に、法律ができたのが、記者会見の中ではなかったですけれども、防衛・風力発電調整法というのができる、ミサイル防衛のときの干渉をするから、事前に、県知事が許可すればできていたものが、国が関与するようになって、相談をしてくれと、防衛省のほうがですね、2年間着工を禁止することができる法律ができたり、ここ近年ではしています。

そういうことも踏まえて、賛成する地域もあれば、明治地区のように、今年3月25日に計画を見直してくれというような要望書も出ているわけで、そういう地区のことも考えて、今のこれが始まった源流ですね、アメリカからが始まって、ドイツが参入して、採用されて、それで日本も入ってきて、50か国以上この固定買取りが始まったわけですけれども、中国資本が入っていってるというような状況の中で、国民の負担は増えているということを整理させていただきました。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員に申し上げます。簡潔にお願いします。

◆雲坂 衛委員 再エネに反対するわけではなくて、例えば地熱であったり、ちょうど近くの会社ではバイオマスのチップも燃やしているので、そういうところは賛成ですけれども、こう

いった風力等、過去の議論も踏まえて、市の考えも踏まえると、私は反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見、質疑ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 まず、私は、先般の全員協議会のときに、協議会についてはいいじゃないかというお話をさせていただいたんですけど、実は、ちょっと勘違いをしておりました。申し訳ありません。私が、先回の議会で発言をしたときには、各地域が市役所に意見を求めたりとか、こういうことをと尋ねたいという場合に、出向いていただいて意見交換に応じていただきたいということと、ちょっと今回、ごっちゃになってしまって、いいじゃないかという発言をしてしまったんですが、そこは訂正をさせていただきたいと思います。それがまず1つ。

あわせて、先ほど雲坂さんからもありましたけど、伊藤議員が、これはどういう法律に基づいておられますかという質問をされました。私も、改めて調べてみました。私が調べましたのは、地域脱炭素化促進事業計画という、こういったもので確認をして、今、多分局長が言われた22条というところだと思いますけれど、やはりそこも、協議会を開いたり、説明会を開くのは、あくまでも事業者が、それは主体を持たないけんと、こういうようなことになっております。ですから、市役所が中心となりというのと、またちょっと違うのではないかというふうに思いまして、このたびのこの趣旨には、ちょっと反対をしたいなというふうに思ったところです。それが、私の意見。

もう一つ、質問をさせていただくのは、この事業者自身が、市役所、環境課のほうにですね、こういう協議会を開きたいから協力してもらえないかとか、そういったことのお話はあったのかどうなのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。事業者からは、事業について法的なところなどの問合せ等はあったりしております。そのため、その都度、内容についてはお答えをさせていただいているところでございます。先回の6月議会のときにも答弁させていただいたとおり、あくまでも、地域の皆様から説明の要望があった場合には対応いたします。事業者が主体となり説明会を開催する際には、鳥取市としては後方的な支援についてはさせていただくということには変わりはございません。

あと1点すみません。先ほど私が説明をさせていただいた中で1つ、鳥取市が協議会の設置の検討について行わないということを言いました。これについては、鳥取市が進める事業ではない事業に対しては、今後はないということあります。実際には、脱炭素先行地域で行っている事業については、状況により協議会の設置について検討はしていきたいと考えおります。脱炭素先行地域、スマートエネルギー・タウン推進室で行っている事業ですが、例えば国の制度的な部分等が変更になり、有効な財源が確保できる場合など、協議会の設置を検討することもあります。脱炭素化促進事業につきましては、協議会の設置を検討することがあるということで、訂正させていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 林参事。

○林 公博生活環境課参事 生活環境課、林です。事業者は、生活環境課に「温対法の協議会の設置」の要望があり、昨年の夏頃から来られております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今、林さんのほうから説明がありましたけど、市はそれに対して、どういうふうに答弁をされますか。

◆吉野恭介委員長 林参事。

○林 公博生活環境課参事 生活環境課、林です。先ほど山根局長が説明させていただいたとおり、現在、鳥取市では、脱炭素先行地域の事業を進め、再エネ等の取組につきましては、そちらを中心に政策的に行っております。現時点では、促進事業計画の策定の予定もないで、協議会については、現在設置する予定はないとお答えをさせていただいております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 確認なんですかけれども、この温対法に基づく協議会っていうものは、さつきのお話だと、事業者のほうから、その温対法に基づく協議会の要望っていうのがあったっていうことなんですかけれども、自治体が、自らの事業として、こういう温対法に基づく再エネ利用のね、そういう計画を立てる場合もあれば、民間事業者のほうから、こうすることをしたいんだけれどもと、そういうことで持ち込まれる場合と、2つあると思うんですね。その民間事業者から、こういう事業でというときに、その温対法に基づく協議会っていうことを、もしですよ、立ち上げようと思うと、ちょっとここは確認なんですかけど、市としては、考えてなかったんだけど、民間事業者から言われた事業が、もしいいと思えば、それがやられるエリア、区域をまず決めないといけないっていうことと、あと、その実行計画ですかね、その自治体の実行計画にもそれをのせないと、基本、協議会、法に基づく協議会はできない、そういう理解でいいのかどうか、まず、それを教えてください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。おっしゃるとおりでございます。あくまでも、これは鳥取市が事業を進めていくということ、推進していく事業を設定する際に、促進区域等を設置する形になります。民間から提案があったと場合に、すぐ対応をすることではなく、市が進めていく事業を基に促進区域を設定し、区域を設定した際には、事業者がそのエリア、区域で事業を、例えば脱炭素に繋がる施設の検討をするなどになります。先ほども申し上げましたとおり、鳥取市の場合は、促進区域を設置する予定は、鳥取市が進めていく事業ではないものについては、検討は考えておりません。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 まず、この請願趣旨を読んだときに、市役所が中心となりっていうことが書いてあって、話し合いの場となる協議会の設置をっていうことが書いてあって、一番最後のところに、温対法に基づきっていうことがありました。これを見てて、基本、市役所が中心となる場合っていうのは、市として事業をやっていこうってというときしかあり得ないんだなあと、私は理解をるので、この意見陳述も聞かせていただいたんですけども、何かインパクトを与えようと法律の名前も加えたみたいに、意図はなかったみたいに言われたんですけども、一応法律の名前が書かれて出されてきてる請願なので、私は、ちょっとそれに基づいて、意見を言わせてもらおうと思うんですけども、まず、この請願は、本当に趣旨からすると、風力

発電事業を進めることができます前提の協議会というふうに読み取れますので、そこは、賛成できないっていうことと、あと、温対法に基づくということになると、これは、自治体が推進する立場でないといけないので、鳥取市にはその気はないということで、これにも当てはまらない、それから、話し合いの場とあえて言うのであれば、これは、民間事業者がやるべきことだと思います。それから、地域住民に分断を持ち込んだのは民間事業者です。そして、意見陳述のときに、いろいろね、言われるみたいなこととか、客観的な何かデータとか、そんなものも基づいて話し合いがしたいみたいなことも言われたんですけれども、反対をされている住民の方たちも、決して感情論だけで言ってるのではなくて、学習しながらね、いろいろ情報を取りながら、そういうふうに意思表示をされていると、私は認識をし、理解をしておりますので、以上の点から、この請願には、賛成はできません。反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか意見、質疑ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この請願の中での、いわゆる協議会の設置ということ、私も、以前にも一般質問で、協議会設置してくれという質問はしました。市は、非常にこれには消極的で、先ほど局長答弁で、脱炭素先行地域、これに取りかかりたいと、それが最優先だということだったんだけれども、じゃあ、それが落ち着いたら、この協議会の設置ということについては考えるのかどうなのかが1点。

それから、もう一点はですね、協議会の設置をしなくても、事業は進んでいくんだろうと、私は思っております。ですから、行政での意見っていうのは、ある知事意見とか、市長の意見が環境影響評価の後に、これは述べられるんだけども、ただ、これは、市長なり知事が意見を述べたから、事業が止められるものなのか、どんなもんなのか、私は、非常にこの辺りは疑問に思ってるんだけども、その辺りの考え方を教えてください。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 環境局長の山根でございます。今回の事業につきましては、知事が意見書を出され、それに対して、市は知事に鳥取市の意向を出す形になります。これは、知事から事業者に対して様々な要望、守るべきところをなどが示されております。そういうものをしっかりと守っていただくというのが必要だと思っております。今回の事業は方法書が既に出ており、方法書についての知事意見がございます。企業側が今回、促進区域を設定してほしい、むしろ協議会を設置してほしいのは、恐らく保安林等の解除が1つの大きな要件だと、私どもは推察しておりますとございます。

ですので、知事意見に含まれておりますので、環境省には伝わっている上で、事業者がどういう対応を取っていくのか。事業自体は、進めてもらうことは構いませんが、先ほど言いましたように、保安林の解除という部分がございます。促進区域を設定している場所でないと、解除はできないというようなことがございますので、恐らく、事業者のはうは協議会をまず設定して、その上で促進区域を設定するということを踏まえて、要望を出しているものだと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の局長の答弁を聞く限りは、知事意見の中に、保安林解除についての、何ら

かの明言されるだろうとした場合に、これは、国のほうで保安林解除をしない限り事業は進めないというようなことで、それを踏まえて、この請願については、協議会を設置してくれえというようなことで出したんじゃないかというように思われるわけですか。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 そのとおりであると考えております。基本的に、鳥取市が、促進区域を設定するというのは、あくまでも市として推進していくということを示したものとみなされることになります。その区域で開発をして良いことにすれば、国の制度が若干変わりまして、市町村区域を設定した場合には、その保安林を解除することはできるというような旨の内容も、今年の3月に示されているところもございますので、このような動きがあるものだと、私は感じております。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 事前にちょっと話を聞いた折にはですね、素人だから、そこまで考えてないのかなっていうふうには感じたんだけども、賛成するにしても反対するにしても、いわゆる事業者と地元というか、当事者だけでの話で、全くどこにその相談するすべもないというような話だったわけです。ですから、こここの集落も、最終的にはですね、推進にはなったんだけども、たしか全住民に、それで諮って、1人、2人の差で過半数取ったというようなことが現実なんですね。ですから、地元からすると、将来的に、これを禍根を残すようなことになっても、私も、こここの出身だから言ったんだけれども、僅かなお金で推進しても、後々、こここのうちは反対した、ここは賛成したというようなことで、事業はいずれ進めるにしてもですね、あるいは止まるにしても、結果としては、もうその村の中に責任を負わせるような話になっちゃうわけです。だからこそ、第三者で検討していただきたいと、協議会をつくっていただきたいというのが、地元の本音だというふうに私は思っています。今、局長が言ったように、保安林を解除させるために、その協議会設置ということは、本当にその村の連中が考へてるかどうか分からんけれどもね、一番の思ひっていうのは、集落を二分して、いつまでもこれが禍根に残すことになるないように、だから、第三者、市に入っていただきて、これは、賛成集落も、反対集落も、多分一緒だと思うんですね。そういう思いで私は、だったらいいんじゃないかということで、紹介議員にはならなかったけれどもね、そういう思いでやってますので、ちょっと今、局長が話をした、そういう何か意図があって、保安林を解除するために、これ出したんだっていうことは、私は違うと思う。それだけは言っておきます。

◆吉野恭介委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 ありがとうございます。先ほどは、私の私見でございましたので、その辺は御勘弁いただければと思っております。やはり、私ども鳥取市としましても、あくまでも地域の皆さんから、先般、坂根議員のときにもお話をさせていただきましたけど、法的な説明等について聞きたいということであればさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 この請願書の目的というのは、風力発電事業を進めるための協議会の設置ということしかないと、私は思っております。っていうのがですね、やはり、こういった事業、風

力が駄目だとか、いいとかっていう話じゃなしに、太陽光であろうと、あらゆるそういった自然エネルギー、こういったものを活用、事業を進めるっていう場合にはですね、どうしても地権者だけの話にはならない、周辺の住民の環境であったり、いろんな問題っていうのが必ず出てくると思うんですね、騒音であったり、いろんな方面から。そういった中で、やはり、私はこの建設に關係する、立地をされる周辺自治体の、住民の意見というものは、当然尊重されるべきだというふうに思っております。先ほど来から、知事の云々とか、市長の云々とかっていうこともあるけども、それ以前に一番大事なのは、その周辺に住んでおられる住民の方、遠くに離れとる人間がどうのこうの言うべきものでもないと思うんですね。そういった中にですね、この中身見れば、風力発電事業を進めるに関して、各集落間で意見の相違が当然出とる、ましてや、同じ集落の中で、賛否が本当に分かれてですね、民主主義の世の中ですから、最終的には賛否を問うて、多数決で決まるというのが当然のことだとは思うわけですが、やはり拮抗するような状況の集落もあったりというような状況に、じゃあどうするんだというときに、いろいろなざこざも起きる可能性もあるし、その辺を、鳥取市が率先して仲裁の役を買えとかですね、そういう感じに私は見て取れることはないとと思うんですよ。こういった協議体っちゅうのは、やはり事業を起こして計画出されたときから、もう立ち上げて進めて、その中で、住民の理解をいかに得ていくかということが、一番大事だと思うんですが、何かこの話を地域の人から聞いてみりやあですね、金が配られてどうのこうの、そんな言葉が聞こえてですね、住民を後回しにしとるような、私はもう気がしてならんところがあるわけです。

それで、率直に言えばですね、この請願書、これは、協議会を鳥取市が率先して立ち上げるというような意味合いのもんだけども、私は、協議会というものは、あくまでも推進をする民間であれ、誰であれ、事業者の責任において、これは立ち上げていくもんだというふうに思っております。

◆吉野恭介委員長 事務局さんに確認しますが、委員長席から降りて、私も意見を言わせてもらってもよろしいでしょうか。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 すみません、休憩お願いします。

◆吉野恭介委員長 しばし休憩です。

午後2時37分 休憩

午後2時42分 再開

◆吉野恭介委員長 会議を再開いたします。質疑、御意見ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 いろんな意見が出てますけれども、この件につきましては、吉野議員が紹介議員ということになっておりますので、紹介議員としての考え方といいますか、これに携わって、どういうふうにこの紹介議員になられて、どういうふうに思っておられるか、その辺りを聞かせていただければと思います。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 吉野委員長には、あくまでも公平な立場でいていただきたいので、委員長とし

てのお立場もあるので、御発言は控えていただきたいと思うんです。なので、ここで、そもそもですね、紹介議員が委員長として差配をするのかどうかと、実は朝起きて思っていました。でも、吉野委員長だから、ちゃんと公平な立場で回してくれるだろうと信じて、先ほども発言したんですけども、諮っていただけますか、動議として。委員長が紹介議員として発言することを、皆さんに諮っていただきたい動機を出したいと思います。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 委員長として諮るわけじゃない、紹介議員として私は言った話でね、ですから、例えば、別にその紹介議員でなくっても、質問ができる、委員長は質問ができるし、委員長だから紹介議員になれないということはないわけとして、誰でもこれは紹介議員になれる話、たまたまそれが委員長だったという話。だから、吉野委員が発言するときには、委員長ではなくして、一委員としての発言ということになりますし、ですから、その場合には、副委員長が委員長代行という格好ですから、それは全く問題がないと思う。

◆伊藤幾子副委員長 では、しばらく委員長の職務を代行いたします。ただいま、上杉委員のほうから、紹介議員の説明を聞かれたいと、そういったことがありましたので、それについて、紹介議員である吉野委員の話を聞くことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆伊藤幾子副委員長 賛成少数でしたので、紹介議員の説明、話というのは、なしです。進行を委員長にまた戻します。

◆吉野恭介委員長 ということで、そのほかに、質疑、御意見ございますか。

ないと判断して、討論に入りたいと思います。討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この請願には反対です。理由は、先ほど述べましたけれども、先ほど星見委員も言われましたけれども、これは、進めるための協議会ということですので、そのことについては、当然賛成ができないということと、あと、意見陳述のときにも、何か方向性を出していただきたいとか、本当にその公平な話合いの場が欲しいとか、そういったことを言われておりました。そういう心情は、本当に理解できる部分はあるんですけども、その場を、市のほうが中心となって音頭を取ってやるものかどうかというと、私はそうではないと思いますので、この請願の趣旨を読んでも、賛成はできないと、反対ということで、意見を述べます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。浅野委員。

◆浅野博文委員 この請願書には、賛同できない立場で討論させていただきます。私の理解では、事業がこの地元の理解を得て、事業計画を進める段階で、自治体が協議会を立ち上げるとか、そういうことはあると思うんですけども、今の鳥取市のこの現状では、こういった自治体が、協議会を設けるってことは考えられないと思います。それと、この中に、反対派の方が自宅に押し寄せてとか云々とか、いろいろ書いてありますけども、仮にこの協議会を持って、それでなくなるかといったら、どうかなと疑問があります。したがって、この請願書には、賛同できません。反対とします。

◆吉野恭介委員長 そのほか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は、先ほど申し上げましたように、この請願には賛成という立場で討論します。請願者の話の中で、進むにしても、やめるにしても、それは、やはりそのしっかりとした、事業者と地元だけではなくして、第三者であったり、あるいは専門家の意見の中で、進むのか、やめるのかというようなことを決めてほしいという、まさに、もうその切なる願いというか、そういう思いで、この請願書は出したというふうに、私は認識していますので、そういった思いを酌むんであるならば、私は賛成だというふうに思いますので、賛成討論をさせていただきました。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ござりますか。米村委員。

◆米村京子委員 上杉委員が賛成ということですけど、私は逆に反対させてもらいます、というのは、この岩坪自治会の会長の大下さんのはうから出てるみたいで、この岩坪地区、神戸から岩坪までの距離、2トン車がぎりぎり入れるような入れないような道が延々と続いております。そんな中で、あの大きな風車を造っていくこと自体に、私は疑問を感じております。あそこの道路自体が、鳥取市が管轄してる道路だと思うんですけども、その辺のところを、どの程度、市として認識していらっしゃるのか、要するに、私は、その辺のことがすごく心配なので、反対いたします。

◆吉野恭介委員長 そのほかござりますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 上杉議員がおっしゃいましたけれど、私も、全員協議会のときの説明では、私はいいなと思ったんです。ただしね、文面の内容と全然違う、そのことも申し上げました。ですから、文面審査と言われるんであれば、私は反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかござりますか。浅野委員。

◆浅野博文委員 さっきちょっと言ってなかったことがありまして、先ほどは、協議会の立ち上げについては反対ってことで言いましたけども、風力発電に対しての反対とか、そういったことを述べたわけじゃなしに、協議会を立ち上げるに当たって、鳥取市の立場として、中立な立場ってことで、先ほど述べさせてもらいましたので、これ補足しておきます。

◆吉野恭介委員長 補足ということで。そのほかござりますか。

それでは、これより、採決に入りたいと思います。令和7年請願第3号風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての請願書を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手少数と認め、本請願は、不採択と決定いたしました。

不採択理由は、今討論で出た内容、市が主に推進するっていうようなことであるとか、推進のための協議会っていうことのようなことをまとめて、反対理由とさせてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

令和7年請願第4号防犯灯の修繕・維持管理を鳥取市が担当することについての請願書（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、令和7年請願第4号です。防犯灯の修繕・維持管理を鳥取市が担当することについての請願書について、委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この請願書の文章の中にですね、街路灯と防犯灯とありますね、街路灯と防犯灯の違いといいますか、その辺りについて、まずお尋ねしたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。請願書の中に、街路灯と防犯灯の2種類があるというふうに記載がされておりますけれども、正式な名称といたしましては、道路照明灯と防犯灯ということで、これをまとめて街路灯という言い方をしておりますけれども、まず、道路照明灯につきましては、設置の目的といたしましては、夜間とか、明るさの急変する場所におきまして、道路状況の交通状況、こういったことを的確に把握するための良好な視覚環境を確保するということで、主に、交通安全を目的に道路管理者が設置するものでございます。設置の基準といたしましては、道路照明施設設置基準に基づきまして、信号機が設置された交差点ですか横断歩道、長大な橋梁とか急勾配、大きなカーブ等に設置するということが基準に定められております。維持管理につきましても道路管理者が行うとなってございます。

一方、防犯灯につきましては、夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図るという目的で、設置者は、町内会が設置をされたり、あるいは市町村が設置をされたりという、いろんなパターンがあるようでございます。設置基準につきましては特にございませんで、町内会からの申請に基づいて設置をするというものでございます。維持管理につきましては、町内会が維持管理をされてるというパターンが多いように見受けられます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それで、請願書ではですね、鳥取市は、設置については鳥取市が設置をして、維持管理については地元の町内会にお願いしているというのが現状なんですね。今、鳥取市の町内会の防犯灯は何基ぐらいありますか。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。正確な数字までは把握はしておりませんが、約1万6,000基ございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 確かに、市街地であったり、あるいは中山間地であったり、それぞれ環境が違うわけですから、それぞれの町内での数の多いところもあれば、集落の少ないところもあるというふうに、そういうふうに思ってるんですけども、県内、近隣でですね、この防犯灯に対する助成、今この請願書の内容にありますように、いわゆる電気代のそういうことを行政、自治体で見ているっていうところは、どこかありますか。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。県内4市の状況でございます。まず、倉吉市さんにつきましては、町内会が設置をされまして、その設置費の3分の2を補助されてるということでございます。電気料金につきましては、補助はされていないという状況でございます。

それから、米子市につきましては、こちらも町内会が設置をされまして、その設置費の一部を補助されてるという状況でございます。電気料金につきましては、かかった経費の2分の1を補助されております。境港市でございます。境港市につきましては、直営で、鳥取市と同じように市が設置をされてると。これは、防犯灯と道路照明灯を一体的に施工されてるという位置づけでされておるものでございます。電気料金につきましては、市が設置するということで、維持管理も道路照明灯と同様に、直営で負担をされてるという状況にございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ありがとうございました。1万6,000灯あるということになるとですね、年間の電気代もかなりの経費、費用がかかるんじゃないかなと思うんですけれども、これを、例えば市が全部じゃあ見てあげますと言ったときにですね、これ設置基準がないわけでした。となれば、その設置基準を設定した形でしないと、もう無増減に市が設置して、電気代も全部市が見てもらうってことになると、なかなか、かなりの経費もかかる話になるわけだから、その辺は、またちょっと慎重にしなければならないかなっていうふうには思います。私の意見は、今、取りあえず、ここで終わります。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 この件については、私ははつきり言って、ここまで難しいなあという思いであります。というのがですね、やはり、その各町内や集落の年間の予算の1割というけども、それは、それぞれ、みんなまちまち当然あるわけあります。そういう中に、この出されておられる行徳2丁目、ここは60基立てておられるということで、非常に多いですね。町なかで、結構商店とかが多いんで、ある程度の時間までは、明かりは結構出てくると思うんですね。私の住んでるところははつきり言って真っ暗です。そういう状況の中で、特に集落と集落との間、ここにはほとんど立てられてないんです。というのが、電気代は、立てた集落が維持管理をしていくということが一番大きな要因になつたるもんですよね。ただ、集落に設置されると部分というのは、やはり住民の安全ということを買うということからいえば、安いものかなという思いもしておりますですね、もうこれを無増減に広げるということになれば、市の財政も破綻するようなことになつても困るわけですし、やはり集落に立てるまでは市が協力するんだけども、後の維持管理は各町内、集落で見てくださいよというのは、私は、そうであるべきだというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたように、集落間の真っ暗な地域、ここには、やはり市の責務で立てほしい、それが、やはり子供たちが真っ暗な中を歩行であつたり、自転車通学したりということで、非常に暗くて大変な怖い思いもしておるのも実態ですので、そういうところを、やはり集落からの要請があればですね、市のはうが責務において、そういうところには建設をしていただきたい。これは要望でありますけども、この請願については、私は難しいなということで、賛同しかねます。

◆吉野恭介委員長 そのほか、質疑。坂根委員。

◆坂根政代委員 質問です。ここの請願趣旨のところに、協働のまちづくりの観点からというこ

とでということが書かれて、2の請願理由のところに、法的な根拠はなく、鳥取市から町内会への要望と解釈されますと、こう書かれています。じゃあ、この上杉委員の設置基準というところにもかかって来るんですけど、これまで、どういう基準で、どういうふうに立ててきたのかというところ、また、そのまちづくりの観点でというときに、覚書とか含めて、その申合せ事項とかあるのかどうなのか、そこを教えてください。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。防犯灯につきましては、先ほども申し上げましたとおり、特にその設置基準というのを設けておるわけではなくてですね、道路照明灯がある中で、さらに歩行者が防犯上、あるいはその歩行上で暗いということで、危険だというようなところにつきましては、国道であろうと、県道であろうと、市道、それだけではなくて、農道とか、集落持ちの道路っていうのもございます。そういったところで、地域の中で、住民の防犯・安全な歩行のために、照明が必要と思われる場所については、地域の要望に応じて、市が防犯灯を設置をさせていただいているということで、その設置に当たりましては、町内会のほうで電気代等、維持管理費は負担していただくということを要件とさせていただいて設置をしているという状況でございます。特に町内会、あるいは、まちづくり協議会と協定を交わしてやっているということではございません。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 先ほど、小森さんのほうから、町内会からの要望に応じて、しかし、その電気代は町内会が持つことと、これが要件になってると、こういうお話がありました。これは何か書き物とかはあるんですか。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。毎年、自治連合会の地区会長会におきまして、来年度の新設、それから取替え、補修につきましての要望の取りまとめのお願いをさせていただいております。その中の文書に、そういった要件を加えさせていただいておりますし、それから、市のホームページにも、そのように表記をさせていただいて、周知をしているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございました。法的な根拠ではないけれど、でも、実効的なことについては、自治会にしろ、そして市役所にしろ、含めて、そういう路線で來るということの確認がきました。それが1つです。

今日はですね、自治会からの要望ではなくて、個人からの請願ってことになってるので、言わば、じゃあ、もう一度本来は自治会で話をしながら、それが必要あるんだったら、自治会で本来は請願すべき話なのかなと思いながら、今の質問をさせていただきました。あとは私の感想です。失礼しました。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでした。浅野委員。

◆浅野博文委員 課長のほうからも説明がありましたけども、ちょっと、その大本になるのが、平成16年に合併協議会で、1市8町村で合意したということで話を聞いたことあるんですけど

も、その辺の話はどうですか。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。合併時の協議といいますのは、恐らくですけども、旧市は今のスタイルで、市が設置をして、町内会が維持管理費を負担されているというやり方をしておりました。ほかの8町村につきましては、まちまちのようでございまして、設置も維持管理費も町が見ておられたり、旧市と同じようなやり方でされているというところもありまして、合併する段階で、統一的なルールということで、今のやり方になっているというふうに認識をしております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私もね、今の制度が、一体いつからこうなったのかなと思って、そしたら、合併協定の調整方針の中にあって、それぞれ違うんですよね。だけど、合併の翌年度からは鳥取市の制度を適用するということで、設置については市が全額負担するけれども、電気料金や修理代などのそういう管理は地元町内会が負担すると。これに1市8町村が合わせたということになっています。だから、先ほど課長も言われたように、河原町には制度がなかったんですけど、福部とかは、設置は2分の1村が補助して、電気代とかは地元町内会だとか、国府は、電気代、電気の球、これは地元負担、器具の修理は町が負担、ただし電気代の半額は補助とかね、何かいろいろ違ってたんだけど、市に合わされたと、よくあるパターンだなと思って、それは、経過は私は見ました。

ただ、鳥取市が、じやあ合併前に、なぜそういうふうにしたのかっていうとこまでは、ちょっと遡れなくて、分からんんですけども、この請願を読ませていただいてですね、そもそも、今の市のやり方っていうのが、町内会が維持管理をするということを前提として、そうしますって言ったところでないと設置しないわけなので、町内会がその管理運営するんだと、それが前提になってるので、なかなかこの請願の要求どおりは難しいなあと思ったのが1つと、あと、設置基準がないって言われた。要は、町内会がつけたいっていうのが基本、基準と言えば基準なので、そうなってくると、上杉委員も触れられましたけど、例えば、何メーターごととかね、何かそいつた客観的な基準がないと、本当にその維持管理費、電気代、そいつた負担を市がやるっていうのも、また、これは難しい話かなというふうに思いました。

ただ、請願の後のほうに書いてある、町内会の加入者のね、未加入の方が増えてきてる中で、その負担がすごく重くなってるんだっていうのも、これも本当に確かにそうだなあと思うので、ちょっと私はね、請願そのものでいくと、丸ごと全部負担してくださいっていうのは、これは無理があるかなということで、賛成はできないんだけど、何か検討の余地がある中身だなとは思いました。

先ほど、坂根委員も言われましたけれども、ほかの何か地域からも、地域づくり懇談会とかでもちょっと触れられたりとかしている中身なので、改めて現状だったり、どういうふうに思ってるかっていうのを、それぞれ地域のほうに投げかけてもらって、声を聴いてもらって、考えていく余地はあるとは思っています。

ただ、この請願については丸ごと全部なので、今の状況では難しいかなと思って、賛成はで

きません。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ここに書いてある26年6月議会と、29年12月議会の議事録の抜粋を取り寄せ、印刷して読んできました。今回、委員長が御配慮いただいて、参考資料でそれをつけているだけておりますけれども、29年の市長答弁と記載はあるんですけれども、部長も答弁しておりまして、当時の横山議員の質問に対して、当時の部長が、防犯灯に関しては、維持管理費を町内会に負担いただくことを条件といたしまして、町内会から防犯灯設置申込書を提出いただきまして、本市が設置するところに、こととしておりますという答弁があるので、まさしくこれに、先ほどの合併のときのルール、統一なりのが表現されてるんだなと思いました。

先ほど、上杉委員さんのはうからもありましたけれども、もしも、市が全部助成すると仮にした場合にもですね、自由に設置できるようになるのかどうなのか、今度は自治会のはうですね、町内会のはうが今まで自由に設置できていたものが、できなくなるという抑制っていうものもあるので、個人のお考えは尊重しながらも、町内会であったり、自治会連合会がどのように反応してるので、これまでそういう要望とか声があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。防犯灯の電気料金の負担につきましては、やはり近年の町内会加入率の低下、あるいは町内会離れということで、加入している人たちだけが負担するのはいかがなものかというような声は、実際にはございます。あくまでも、その設置基準は、町内会がここに設置してほしいということに基づいて設置をするものでございますので、これが、無造作にどんどん増えていきますと、やはりそこを全部電気料金を見てほしいと、市に言われましても、なかなかそれは難しいのではないかというふうに思っております。

先ほども、4市の状況に触れさせていただきましたけれども、境港市さんについては、設置も維持管理費も市のほうで見ておられるということでございますけれども、これは、実際、市のほうが要望を受けまして、現地を見られてですね、ここは必要ないというふうに判断をされたら設置はされないというものでございますので、やはり、そこは、一定の基準に基づいて設置をされて、その分については市が見ましょうということだろうかなというふうに思っておりますので、もし、そのようなことになれば、やっぱり一定の設置基準というものは必要になってくるのではないかというふうには思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今回、個人で提出された意見が、町内会であったり、自治会連合会から上がっているかという質問に対しては、町内会加入者のみに負担がかかるのはどうかという声はあるという、確かなことでした。先ほど、星見委員からもあったように、町内会の間が真っ暗だと。ほかの他都市の例も、県内だけではなくてね、他都市の例もネットで検索したら見ましたので、ぜひ今後は、こういった事例も研究いただいて、今回の請願書には反対という立場ですけれども、町内会の加入率が減って苦しいということも分かりますので、そういったところを、今後調査研究を要望したいなと思います。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私も、伊藤委員や雲坂委員と同じで、今回の場合は難しいと思いますけれど、やはり協働推進課も、自治会の加入率を上げようという、こういう方針を持っておられます。また、自治会自身は、私もすけど、新たに入られた方に加入の申込みを持っていきますけど、なかなか、うんって言っていただけないという、こんな実情も抱えております。そういう中でいうと、今までこうであったけれどというところがあるかもしれませんけれど、じゃあ今後というところで、これも、やはりこう加味しながら、検討していくことになるのではないかと、そういうことをお願いしときたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 谷口部長。

○谷口恭子市民生活部長 様々な御意見ありがとうございました。特に、集落間の照明が暗いということは市議会でも言われておりますし、検討の余地はあるかなとは思っております。ただ、本市の場合は、自治連合会の活動補助金として、町内会に、町内会の均等割として3万5,000円、それから1世帯当たり700円ということで、包括的に補助をさせていただいているということで、他市の事例では、その町内会ごとが申請をされるという事務的な手間も発生しているところです。あとは、自治会に対する、町内会に対するいろんな助成制度がありまして、そのような全体の中でも考えていくべき事案だろうというふうに思います。これまでとは違う状況はよく承知しておりますので、しっかり検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ごめんなさい。言いそびれたんですけども、過去の議事録読む中で、鳥取市がどのように努力してきたのか。過去に議員が2人も質問していて、電気代が高いから何とかならないかと。そのときの回答は、LED化を進める事業を導入しますと。平成26年だったか、7年だったかのときにあって、それを推進されてると。LED化率をお聞きしてもいいですか。市の努力ですね。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。LED化率まではちょっと把握はしておりますけれども、新設の場合は、LEDで設置をさせていただいておりますし、水銀灯、それから蛍光灯の防犯灯からLEDへの切替えにつきましても、市ほうでさせていただいております。防犯灯のこの事業進んでおりまして、かなりLED化は進んでるというふうに認識をしておりまして、町内会からも、電気料金がかなり負担が減ったというお声をいたいとるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 これまで鳥取市は何もしていないわけではなくて、しっかり、こういったLED化のを図って、町内会の負担を減らしているということを高く評価したいと思います。引き続きよろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長 そのほか。浅野委員。

◆浅野博文委員 この請願理由の後半のとこにありますけども、防犯灯の恩恵を受けるのは町内

会加入者と未加入者、ともに同じであるにもかかわらず、その維持管理経費、電気代等を町内会加入者、すなわち6割未満の市民のみが負担している状況って書いてあって、それはそのとおりなんですけども、ただ、これが、この町内会から一歩も外に出ないとなったら、やっぱりそういうことも考えられるかも分からないですけど、外に出れば、ほかの自治会、町内会の、そういう防犯灯も恩恵を受けているわけで、また逆に、その地元の町内会にも、町内会の外からも入られて恩恵は受けとるんで、これが全て、この6割・4割で判断するというのは、ちょっとおかしな話かなとはちょっと感じたところです。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。よろしいですか。

討論に入りたいと思います。討論のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この請願に対しては、反対の立場で討論を行います。理由については先ほど言いました。現状で困っとられる状況も理解はしますけれども、この請願に当たっては、全て鳥取市にということなので、ちょっと現状では厳しいかなということで、反対という判断をさせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論はありますか。

（「はい、ないです」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、これより、採決に入ります。令和7年請願第4号防犯灯の修繕・維持管理を鳥取市が担当することについての請願書を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。賛成の方です。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 全員反対ということで、本請願は、不採択と決定いたしました。

不採択理由は、今ほど討論の中で出ました、町内会加入率も減ってきて、負担が苦しい実情もあるけども、全額市の負担ということには反対だというようなことをまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

令和7年陳情第10号風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての陳情（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして令和7年陳情第10号風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての陳情について、委員の皆様から質疑、御意見はありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 先ほどの岩坪の請願と、この高路の陳情ですけれども、これ、内容的に違うようなところがありますかいな。一緒だな。変わらんということであるならば、その意見、討論、その辺りで入ればというふうには思うんだけど、どんなでしょうね。

◆吉野恭介委員長 今、上杉委員のほうから提案がありました。ほぼ内容的には請願と、先ほどの請願と同じではないかということですが、請願の文面と明らかに違うということでの陳情審査を行いたいと思います。

この陳情についての御意見、質疑受けたいと思います。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 大きく違うところは、温対法のことが言わっていないというところですの

で、そこは違うなと思いました。だから、その法律に基づいてどうのこうのということで、私は、意見は述べません。しかしながら、この陳情書の、つきましてはっていうところで、市役所が中心となりっていう、そこは、趣旨的には同じだなと私は思いますので、それで、立地される自治会・集落間に隔たりがなく地元貢献がなされるよう、話し合いの場となる協議会等をつて書いてあるので、もうこれは推進をする、進めていくこと前提の協議会だというふうに、私は受け止めておりますので、先ほどの請願と同じく、この陳情にも反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見はありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 坂根です。私も、伊藤副委員長と同じ意見です。あわせてですね、やはり、この事業そのものは、事業者が、本当に説明会を開かないけんというのが第一点だと思うんですね。そういう意味で言うと、説明会を開くという主体性もないのに、市役所がという自身が、私は、ちょっと納得がいきません。もう一つは、先ほどの、つきましてはというところで、また立地される自治会・集落間に隔たりなく地元貢献がなされるようという、この地元貢献ということの意味合いがよく分かりませんので、私自身は反対をしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見はありますか。よろしいですか。質疑なしと認めます。討論に入ります。討論はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 先ほど私は、岩坪の分については、賛成をしました。ただ、この高路の陳情っていうのは、内容が一緒なんですかけれども、私は、具体的に地元の生の意見聴いていないもんですから、ここの分については。ですから、同じように、これを賛成するという形はという、あるいは、逆に反対という立場にも取れないということで、退席させてもらってもよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 退席ください。そのほか討論はございますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 先ほど請願のときにも申し上げました。ほぼ内容的には変わらん、ただ、協議会の設置を鳥取市が主体となって立て上げることという陳情であります。これはですね、やはり鳥取市が事業主体として推進するものであれば、建設予定地周辺の自治体や有識者、または住民の理解を得るために、しっかりと働きかけていくということが当然だというふうには思うわけですが、その推進主体でないという鳥取市が、今日のように非常に賛否が分かれて、いろんな集落内でも気まずい思いが起きておるというような状況にですね、これまで、当初、計画がなされた五、六年前に、一度説明会があったけど、それから何にもないというような、方々の意見を聴くとですね、この事業者というのは、この事業をどこまで大切に推進をしていくかとしておられるのかという、私は意図も全く見えませんし、やはりそういった反対があっても、何とか協力をいただいて理解をもらって、この事業は推進していくんだという意気込みも全く見られん状況であります。そういうことに鳥取市が、地域住民や市民、ましてや、そういう市民が二分するようなことを、鳥取市は、あくまでも周辺自治体の意見というものを尊重する場であってですね、やはり中立の立場でいいですか、そういうことであるべきということで、あくまでも協議会というものは、事業主体となる事業者が、これは立て上げて推進をしていくということに尽きるというふうに思いますので、私は不採択の討論といたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。令和7年陳情第10号風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての陳情を採決いたします。本陳情の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 賛成なしということで、不採択と決定いたしました。

不採択理由につきましては、先ほど出ました、市役所が中心になってとか、地元貢献の内容が不明であるとかいうようなことをまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これで市民生活部を終わります。ありがとうございました。

【選挙管理委員会】・【出納室】

◆吉野恭介委員長 続きまして、各種委員会の審査に入ります。

令和7年請願第5号鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願（質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、令和7年請願第5号鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願について、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この請願については、我々の市議会議員選挙、あるいは市長選挙に係るもので、それで、岡田実委員が紹介議員となっておりますけれども、私も、この請願趣旨の文章を読ませていただきましたけれども、どうも理解ができないんです。まず、選管の確認ですけれども、利用状況の情報公開を進める制度、現在、情報公開は、もちろんしておられると思いますけれども、選管のほうの認識っていいですか、その御意見を聞きたいんですけれども。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。この件に関するその情報、いわゆる情報公開でございますけども、請願にも添付資料としてつけておられます、まさしく、これが情報公開制度に基づいて公開をした内容ということでございますので、もちろん、請求があれば公開はしておりますし、もう一つ、告示行為がございまして、選挙のたびに、公選法に基づいて、議員の皆さんの収支報告書を公表せよという法律に基づいて、実は、既に、以前から告示という形で、皆様、個人個人の収支報告書に加えて、今回のその公営の部分も加えた形で、お一人様1枚という形で既に公表といいますか、告示をしているというのが実態でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 請願書の中にはですね、ポスター作成費のことが書いてあるんですけども、これ確認させていただきたいんですけども、ポスター作成費に係る費用っていうのはどういったものがありますか。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。ポスターに関しては、印刷費はもちろんございますが、それに加えて、企画費と呼んでおりまして、いわゆるデザイン料ですね、例えば写真を撮られる費用だとか、それをポスターに落とし込むデザインの部分、文言も

含めてですけども、そういうものを足して計算をするという方式になってございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ありがとうございました。印刷費、ポスター作成費っていうところがあるもんですから、印刷費というふうに誤解されかねんというふうに思いますけれども、今の説明がありましたように、いわゆるプロの写真家に撮ってもらえば、それなりのものもあるし、それからデザインもある。それで、ここの中に、50円でできたという話がありましたけれども、その選管が作っている文書、これと、その八百何ぼという大変な乖離があるんだけれども、この辺りはどういうふうに考えておられます。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。我々選管が発注しておりますポスターにつきましては、もちろん枚数も多いんですけども、既に出来上がった版をですね、そのまま印刷に出す関係上、いわゆる企画費、デザイン料というのは含まれていない関係で、かなり安くなっているということでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 もう一点だけ。この公営制度の単価ですけれどもね、これは鳥取市の選管としての基準としてしてるんですけども、よその自治体なり、あるいは、国であったり、そういうもんとの整合をどういうふうに図っておられますか。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。基本的には、ちょうど中核市におきます、こういった似たような調査がされておりまして、それを見ますとほぼほぼ、ほとんどの自治体が、国準拠の単価を活用されておりますが、中には、その自治体独自のやり方をしておられるところもありますけども、そんなに大きな乖離はないということでございますので、おおむね国準拠の単価を取られているというようなことを把握しております。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 このポスター、あるいはビラなんですけれども、この請願者からすれば、ポスター、あるいはビラは限度額いっぱい使ってるんじゃないかというようなことなんだけれども、これがどういうふうに問題があるのか、ちょっと私は理解ができないんですけども、岡田実委員が紹介議員なってるんで、彼はそれなりのそういう紹介ということになればですね、これは議会の問題で、議員が、これに紹介議員になるということは、何らかの問題意識持ってると思うんです。だから、彼には一遍話を聞いてみたいなというふうに思ってるんですね、できれば後半のこの委員会で審査してもらえばというふうに思いますけれども、これは、ちょっと提案させてもらいます。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私も、上杉委員さんが今おっしゃったことに賛同します。また、これで、もう一つ思ったのが、志のある人に広く門戸を開くための社会制度であるならば、この金額は高いと思うことがちょっと違うのかなと、要は、誰でも立候補できるというような状況にしておくんであれば、こういう考えにはならないんじゃないかなと、ふと思いました。事務局の調査係

に、過去にこういった事案がなかったか調べてもらったら、ポスターに関して陳情が出ていて、平成27年10月ですけれども、そこの常任委員会の審査では、ポスターに関する、ポスターの経費の適正執行ということでしたけれども、不採択になっていて、趣旨採択もしてなくて、法に基づいて、施行令の改正のたびに県の条例を改正し直してきているわけですから、公平な支出を目的として、何度ももうずっと見直されてきて、その都度やっていますし、やはり国の法に定めるところによって施行されていることありますから、これは不採択ですよということになっているんですけども、タイトルは違いますけれども、この中身のポスターのところですね、それも受けて自分なりに考えてもですね、限度額いっぱい使っても問題なのかというのを先ほど私も思いましたし、市の選管のほうにもですね、有本さんのほうにも、中核市の調査で、鳥取市はおかしい状況でなくて、ほぼ皆さん、国の単価に準拠している状況で、今回のタイトルは、情報公開ということですけれども、収支報告書の告示で、既に公開しているということなので、必要性がないんじゃないかなと思いますので、私は反対とします。後半に回すことはやぶさかでないです。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 そりやあ確かに作成費が安く上がればそれにこしたことはないというふうに思うところであります。ただ一方で、やはり国の基準に基づいてやっておると、何ら誤りはないということになりますので、私は、この請願自体には、私は不という思いであります。

それから公開という部分についても、鳥取市は、先ほども事務局のほうからありましたけども、きちんと公開をしておるということでありまして、この請願自体がそぐわないなという思いであります。

◆吉野恭介委員長 そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 後で諮っていただけるとは思いますけれども、紹介議員についていね、上杉委員が言われた、私もちょっと聞きたいことがあるので、ちょっとそれは本当に、次呼んでいただきたいなと思うんですけど、皆さん賛同してくださいね。

それで、選管のほうに聞きたいのが、この請願の資料にね、一応この別紙についてあるんですけど、その情報公開を求めたときに、これね、候補者名が数字になってるし、あとポスター作った事業者が数字になってるんですけど、これ情報公開したら、ちゃんと誰べえとか、どこの会社とか、名前が出てくるのかどうか、その点はどうですか。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。情報公開をされますと、その会社とかの印影の部分は、もちろん非公開になりますけども、こういった出した者とか、個人名は全て公開の対象となると思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私、この請願書をちょっと読ませていただいて、この利用状況っていうのが一体何を指すのかなとか、あと、何を公開したらいいのかなっていうのがぱっとつかめなくて、ちょっと理由のほうをこう読んでいくとね、要はポスターの紙の質とか、画びょうで貼る形式もあれば、裏が全面シールになってる、いろいろあるかと思うんですけど、そ

といったような情報も公開してくださいよって言ってるのかなあなんて思ったりして、それで、この別紙に出てるね、この資料でいくと、紙質だとかポスターがシール形式ですとか、画びよで貼る用ですみたいな、そういうことまで書いてないじゃないですか。っていうことは、今の選管のほうにね、選挙の収支報告含めて報告する中身に、そういった項目があるのかないのかっていうのが知りたいんですけど、どうでしょうか。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。そういった部分まで、その報告求めるということは法的にもございませんし、我々も求めてはいないということでございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この選挙公営制度に上限額が決まってて、それで上限額いっぱいいっぱい使っている候補者の方が何人かおられるっていうことなんんですけど、結局ね、これ以上にかかる出ないわけだから、自腹を切ってるっていうものもあるので、上限額の人が、必ずしも上限額で収まってるとは言えないっていうことですよね。それ以上にかかる人も、もしかしたらいるかもしれないっていうことですよね。その点はちょっと確認させてください。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。おっしゃるとおりでございまして、先ほど、ここに上がる前に、ぱらぱらっと前回のを見てきましたけども、上限超えて支払っておられる方も当然ございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 これ見て感じたのは、県議会で政務活動費の報告がありますやん、新聞にね、300万円、この議員は300万円全部使ったと、この議員は半分しか使ってない、この議員は使ってないというような、何かそういう、何となくね、これ見ると、たくさん使うのが悪くて、少なく使ったのがよかったのかなと、何かそんな感じがしました。

だから、今の話の中で、限度額いっぱい、限度額っていうのがあるわけだし、それから、もう一つは、これ、もちろんその候補者との契約は、候補者と業者は契約します。だけど、市との契約っていうのは、候補者じゃなしに、業者と市が契約を交わすわけなんですね。だから、当事者としては、違うかいな。あれは請求の分か。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 請求です。

◆上杉栄一委員 ごめんなさい。請求は、業者のほうが請求して、そこに払うっていうことで、だから、広報を通じて、選挙管理委員会に何ぼで、どこどこの業者に頼みましたという格好だがね。ですね。分かりました。ちょっと私の勘違いしとったかもしらん。

だから、限度額いっぱい使うことがけしからん、もっと安く上がるはずだというような、そういった前提での請願だというふうに私は思ってますんで、ですから、岡田実議員がこれに賛同して、彼はどれぐらい使つとるか知らんけれども、自分でやっぱり高いと思ってそうしたのか、あるいは、ちょっとその辺りが私は聞きたいので、それで、後半の委員会で、特にこの議員が、議員の自分のことに関して出たその請願に対して、紹介議員になったということの、この責任の重さということは、やはりみんなの前でちょっと説明していただかなければいけないかんというふ

うに思ったもんだから、これは、選管のことは関係ない話ですけど、申し訳ない、以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでした。浅野委員。

◆浅野博文委員 私も、この選挙公営制度についての情報公開はもうされてるんで、いろいろ趣旨内容とか理由とかありますけども、賛同できないなあってということで、反対したいと思いますけども、紹介議員が岡田実議員になってるんで、皆さんが必要されるんだったら、それもいいのかなと思って、後半でも結構です。

◆吉野恭介委員長 それでは、ただいま紹介議員の説明を聞かれたいという意見が多数出ました。お諮りしたいと思います。令和7年請願第5号鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願について、紹介議員の岡田議員の説明を聞くことに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、紹介議員より、委員会にて説明を求めるに決定いたしました。紹介議員からの説明は、後半の委員会、9月18日に求めるにいたします。

それでは、これで選挙管理委員会を終わります。ありがとうございました。

公金の運用状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。公金の運用状況について、執行部、説明をお願いいたします。横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 出納室、横尾でございます。私のほうでは、公金の運用状況ということで、報告の資料のほうを御覧いただけたらと思います。

これは、例年、決算認定に併せて報告させていただいているものでございます。まずは歳計現金の運用状況についてでございます。令和6年度より運用のほうを再開しまして、30億円を3か月定期で運用しまして、受け取り利息は101万9,000円となっております。今年度は、利息のほうも上昇しておりますので、受け取り利息の増加は見込めると考えておるところでございます。

次に、基金の運用状況についてでございます。令和6年度は、預金1億7,000万円、債券は19億9,941万3,000円を運用しております。預金につきましては、まだ利息が低金利のため、大した運用益は出ておりませんでしたが、債券につきましては、2,197万4,000円の運用益を上げているところでございます。現在は利率が上昇傾向ということで、ちょっと様子を見極めたいこともありますので、債券につきましては市場変化に対応できるよう、短期債を中心とした運用を考えているところでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 金利上昇で、利息収入増加の見込みとありましたけど、どのぐらいの金利になって、どのぐらいの增收が見込めるかって、現段階では難しいですか。

◆吉野恭介委員長 横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 出納室、横尾でございます。今のところ、ちょっとどれだけ金利が上がるかっていうのは、ここ数か月でさえ、国債金利とか急激に上昇します。例えば

銀行の定期預金ですけども、年始初めでしたら 0.2% ぐらいだったものが、今、0.5、6 つけるところもあります。ですので、ちょっと先が見通せない、どこまで上がるのか、あるいは、また落ち着くのかというところは、ちょっと見通せない状況ではあります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 最近使ってなかった通帳を見ると金利が増えていたんで、おっ、これはと思って、金利上昇しているんだなと実感したわけで、それがこの市の運用においても、どのぐらい期待できるんだろうなと思って質問した、短期で、それがしっかり見込めるように、短期で運用するという方針を示されましたので、その辺り、しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めます。

そのほか、全体通してありますか。ないようですので、これをもちまして、総務企画委員会を終了します。大変お疲れさまでした。

午後 3 時 55 分 閉会

令和7年9月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願・陳情審査、報告)

日時：令和7年9月5日（金）午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明】

- ・議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】
- ・議案第112号 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・議案第113号 鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- ・議案第114号 鳥取市税条例の一部改正について
- ・議案第127号 工事請負契約の変更について

◎報告

- ・報告第16号 令和6年度の決算に基づく健全化判断比率について（行財政改革課）
- ・報告第17号 令和6年度の決算に基づく資金不足比率について（行財政改革課）
- ・報告第18号 専決処分事項の報告について（固定資産税課）
- ・報告第21号 専決処分事項の報告について（財産経営課）
- ・報告第25号 専決処分事項の報告について（固定資産税課）
- ・支払督促の申立てについて（収納推進課）
- ・第5次鳥取市男女共同参画かがやきプランの策定について（男女共同参画課）

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願（新規）>

- ・令和7年請願第6号 消費税減税を求める意見書の提出を求める請願

企画推進部

◎議案【説明】

- ・議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】
- ・議案第122号 鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定について

◎報告

- ・「第11次鳥取市総合計画基本計画」、「第2期鳥取市創生総合戦略」及び「デジタル田園都市国家構想交付金事業」の令和6年度実績報告について
(地方創生推進室、デジタル戦略課)

◎陳情【質疑・討論・採決】

< 陳情（新規）>

- ・令和7年陳情第16号 鳥取市市立美術館建設の陳情書

市民生活部

◎議案【説明】

- ・議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】
- ・議案第111号 鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正について
- ・議案第121号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

◎報告

- ・第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画について（協働推進課）

◎請願・陳情【質疑・討論・採決】

< 請願（新規）>

- ・令和7年請願第3号 風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての請願書
- ・令和7年請願第4号 防犯灯の修繕・維持管理を鳥取市が担当することについての請願書

< 陳情（新規）>

- ・令和7年陳情第10号 風力発電事業計画に伴う協議会の設置についての陳情

選挙管理委員会・出納室

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願（新規）>

- ・令和7年請願第5号 鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願

◎報告

- ・公金の運用状況について（出納室）